

広報

佐那河内

題字：山根玉峰（佐那河内村 第一号名誉村民）

2026 April / No.637

4月号

佐那河内村広報誌

令和8年4月15日発行



さち香る 風の谷



令和8年度

施政方針

佐那河内村長 岩城 福治



令和8年度を迎え、本年度の取組をお示いたします(施政方針)

人口の東京一極集中の中で、本村でも人口減少が続いていますが、令和7年も転出者より転入者が7人多く、令和4年から4年連続の社会増となっております。これは、村外への進学や就職による転出が一定数ある中で、移住者などの確保に努めてきた成果の表れであると考えております。

今後も子育て世代への支援やU・Iターンを呼び込む施策を継続すると共に、基幹産業としての農業振興策や住環境整備を行うことで魅力ある村づくりを行い、人口減少の抑制を図ってまいります。

ついては今年度は以下の通り、総合戦略の4つの柱を実施することで、これまで進めてきた『地方創生』の動きを緩めることなく、村がめざす将来像、『豊かな未来に向かって つづくら宣言 さなごうち』の実現に向け、しっかり取り組んでまいります。

1 しごと・雇用の創出

農業の振興

- 『さくらもいちご・栽培振興プロジェクト』により、2人目の『いちご農家』が誕生しました。今後も、引き続きブランド維持に向けて後継者の確保に取り組んでまいります。
- 『シニア世代経営開始支援給付金』は農業後継者のU・Iターン者確保のために一昨年、村独自で新設した制度です。農業維持にご活用ください。
- 離農や後継者不足による耕作放棄地が増加する中、本年度から本村農業の再興に向けた『新たな振興策』を検討してまいります。

鳥獣害対策

- 昨年度は狩猟者増により捕獲圧を強めたことで、鳥獣駆除捕獲頭数が一挙に増え、特にニホンジカは昨年度の300頭に対して950頭と昨年度の3倍を超える捕獲実績を挙げるとともに、『鳥獣被害・防護柵』購入補助率引き上げによる申請者の増加も加わり、鳥獣被害が大きく減少しました。
村の主要産業である農業に大きな影響を与える鳥獣被害について、今後もしっかりと対策を講じてまいります。捕獲圧の強化が一番重要となるため、村民のみなさんには狩猟免許取得にご協力をお願いします。

2 新しいひとの流れをつくる

移住・定住施策の成果として、今年も転出者より転入者が多い社会増を4年連続で達成しました。これがひいては人口減少抑制に繋がることから、今後も当該施策に力を入れてまいります。

移住・定住への取り組み

- 4年連続の社会増は、これまで進めてきた『移住・定住施策』が実を結んだものであり、今後も空き家の斡旋とともに、中尾谷地区宅地分譲地の販売が完了次第、新たな宅地造成事業も検討を進めてまいります。

イベントを通じた関係人口・交流人口の増加による地域活性化

- 昨年度までヒルクライムの大会を実施し、交流人口の増加や本村のPRなど、大きな成果を挙げてまいりましたが、今後はヒルクライムに代わるイベントなどを開催し、引き続き『本村の魅力発信』、および『地域経済の活性化』に努めてまいります。

3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代の負担軽減策

- 村ではこれまで若い世代に対して、各種補助制度を実施してまいりましたが、今年度から新たに未就学児施設に在籍していない、0歳6ヶ月から満3歳未満の児童が、月の一定時間、保育所を利用可能な『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）』を実施いたします。
今後も、若い世代が住みやすい村となるよう、しっかりと支援を行ってまいります。

教育環境について

- 英語教育、ICT教育、ふるさと学習を柱とした小中一貫教育が成果を表しており、特に英語教育の取り組みは全国の英語教育の先進事例として紹介されるに至っております。
今年度はAIなどの最先端技術を体験し、情報活用能力の強化を図るGIGAスクール事業を実施するなど、今後も学習環境・子育て環境の充実により、安心して子育てができる村づくりを進めてまいります。

4 交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める

交流センターの建設

- ワークショップなどによる村民のみなさんのご意見を参考として、本年度から設計にかかり、農業総合振興センターを含む旧庁舎跡地一帯を活用し、調理室・図書室・コインランドリー・文化ホール・芝生広場・カフェスペースなど、幅広い世代がつどい、交流できる施設整備を、令和10年度完成を目途に進めてまいります。

村民体育館の長寿命化

- 築30年が経過した村民体育館は、令和8年度に1年かけて屋根・外壁の改修などの大規模改修を行います。空調設備が整った体育館の改修完了まで、しばらくのご辛抱をお願いいたします。

「さなごうち新ものがたり創出事業」

- 佐那河内村是前編の書籍化、佐那河内村内にある文化財マップの作成、写真集佐那河内の記憶の刊行など、みなさんの記憶にある佐那河内を、書籍として『見える化』し、記憶を繋いでいただけるよう取り組んでおり、今後も、村民のみなさん

に佐那河内村の持つ『魅力』を継承・発信してまいります。

以上、今年度の主な事業について説明させていただきました。

その他の事業といたしまして

診療所の開院

- 村内での診療所の開設につきましては、民間の医療法人が運営する『医療法人仁寿会佐那河内診療所』が、4月に開院いたしました。身近な医療機関としてお気軽にご利用ください。

公共施設・インフラの老朽化

- 本年度に嵯峨地区、来年度は残りの地区の集落排水施設維持管理適正化計画を策定する予定であり、将来を見据えた施設のあり方も含め、適正な管理・運営に努めてまいります。

災害対応について

- 近年、全国各地で地震や風水害などが頻発しています。このような状況を踏まえ、北陸地震で活躍した、災害時にインターネット環境が切断された場合に衛星を通じて接続できるスターリンクを本村でも昨年度配備しました。
今年度は、蓄電池や給水タンク、スポットクーラーなどを購入することで災害発生時のQOL確保を図るとともに、今後も災害への備えを充実させてまいります。

なお、最近の物価高騰により村民のみなさんの経済的な不安が増していることから、その対応策として、今年度早々に12,000円分の商品券を配布するとともに、給食費の値上がりに対する保護者負担分も村が負担させていただいております。

今後も村民のみなさんの暮らしを守るために、必要な物価高騰策を講じてまいりたいと考えております。

村といたしましては、今年度も、村民のみなさんが安心して豊かな毎日を送れますよう、あらゆる施策を講じてまいりますので、ご理解・ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

「佐那河内村教育大綱」の改定について

1. 教育大綱とは

教育大綱とは法律に基づき、地域の実情に応じて策定する教育や文化の振興に関する総合的な施策の大綱であり、「村の教育の羅針盤（方向性）」となるものです。村がどのような地域づくりをすすめ、どのような教育を目指すのか、その根本となる「理念」と「方針」をまとめています。

2. 「佐那河内村教育大綱」の改定について

平成28年の策定以降、社会や教育を取り巻く環境は大きく変化しました。一人一台端末を活用したGIGAスクール構想の進展や、多様性を認め合う社会への転換など、当時の想定を上回るスピードで学びの形や目的が変化しています。

こうした時代の変化を踏まえ、令和8年度から11年度までの4年間を見据えた新しい指針を策定しました。豊かな自然と人とのつながりに恵まれた佐那河内から、夢をもち、学び続け、心豊かにたくましく生きぬく人づくりを進めてまいります。

佐那河内村教育大綱（概要版）

【基本理念】

夢をもち 学び続ける喜びを育み

心豊かで健やかな人生の実現をめざす教育の創造

【基本方針】 期間：令和8年度～11年度



郷土に誇りを持ち「たくましく生きぬく力」を育む学校教育

特色と魅力ある小中一貫教育を基盤に、次代をたくましく生きぬく力を育成します。主体的・対話的で深い学びにより、確かな学力と豊かな人間性・社会性を培い、子どもたちが幸せな未来を拓く学校教育を推進します。

（重点的な取組）

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成
- 小中一貫教育を生かした特色と魅力ある学びの充実
→「英語教育・ふるさと学習・ICT教育」の推進
→「対話」を中心としたファシリテーションの推進
- 座一人取り残さない多様な学びの推進
→不登校児童生徒への支援と学びの保障
- 教職員の専門性向上と協働体制の充実
→「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざす授業改善
- 学びを支える持続可能な教育環境の充実
→ICT環境・教材教具・人材配置の充実

村の資源を生かし「豊かな学びを創造」する社会教育

地域資源を生かして郷土愛を育み、すべての世代が地域と共に成長する豊かな学びを創ります。「学び」「体験」「交流」の場を提供し、生きがいのある充実した人生の実現を支える社会教育を推進します。

（重点的な取組）

- 公民館活動の促進
- 人権教育の推進
→人権講座、広報記事の掲載
- スポーツ活動の活性化
- 文化芸術の振興
- 図書館を核とした豊かな読書活動の推進
→図書館事業と読書活動推進の取組（イベント開催・広報記事の掲載）
- 自然と文化を生かした体験的活動の充実

行政とつながり「共に支え合う」地域・家庭教育

家庭や地域が孤立することなく、行政や関係機関と力を合わせ、子どもたちの健やかな成長を見守ることができるように、共に支え合う地域・家庭教育を推進します。

（重点的な取組）

- 子どもの居場所づくりの推進
→地域未来塾・サナスタによる学力補充と教育支援
- 家庭教育力を育む機会の充実
→家庭教育講座の開催
- 子どもの安全対策の徹底と体制整備
- 未来を担う青少年の健全育成の推進
- 安心と学びを支える放課後環境の充実
→放課後子ども教室（英語・プログラミング・合唱）



それぞれの門出

— 中学校・小学校・保育所で卒業・修了式 —

3月6日(金) 中学校卒業式

春の柔らかな日差しが降り注ぐ中、佐那河内中学校で卒業式が行われました。担任の先生から名前を呼ばれると、「はい！」と真っすぐな返事で卒業証書を受け取り、凛とした表情からは未来への希望と自信が満ちあふれていました。

式では温かな祝文や、在校生や保護者、教職員の優しいまなざしに見守られながら、厳かな中にも本校らしい穏やかで感動的な式となりました。

学び舎を巣立つ17人の新たな門出に、会場は大きな拍手に包まれました。



3月12日(木) 小学校卒業式

佐那河内小学校の卒業式が厳かな雰囲気の中で行われました。

式では、これまでお世話になった6年生を温かく送り出そうとする在校生の想いと、小学校生活

の思い出やお世話になったみなさんへの感謝の気持ちを胸にした卒業生の想いであふれていました。

卒業生は、入学当初のあどけなさから大きく成長し、堂々とした姿や返事などから、小学校生活6年間の積み重ねと自信が感じられました。



3月21日(土) 保育所修了式

昨年4月にワクワクドキドキしながらつき組に進級した10人の児童が、修了式を迎えました。

保育所生活最後の一年間を、地域のみなさんとの交流を通していろんなことに挑戦しながら、すてきな思い出を沢山つくってききましたね。小学校でもみんなで素晴らしい思い出をつくってください。

修了おめでとうございます。



株式会社阿波銀行様から企業版ふるさと納税の寄附をいただきました

株式会社阿波銀行様より、令和8年2月20日付けで企業版ふるさと納税による寄附金100万円をいただき、感謝状の贈呈を行いました。

いただいた寄附金は、本村の未来に向けたむらづくりの財源として、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業」に活用させていただきます。



100歳を迎えて ～ 穏やかな日々 ～

健祥会ハイジにて、西村笑子さん（大正15年3月3日生まれ）の100歳を祝う会が開かれました。本村で生まれ、19歳で結婚し、戦時中には満州に渡られるなど多くの体験をされた西村さん。帰郷後は農協に勤められながらスダチ栽培に励まれました。

お祝いに徳島県知事と佐那河内村長、健祥会ハイジから祝い状や記念品が贈られ、ご家族からは花束が手渡されました。

人のために働くことを大切にされ、戦争体験の語り部や婦人会会長を務めつつ、地域活動にも積極的に参加されていたとのこと。現在も、まじめなお人柄から周りの人たちに信頼されており、ハイジで穏やかな日々を過ごされています。



村消費者協会より卒業記念品贈呈

佐那河内村消費者協会は、今春卒業を迎える小学生へ卒業記念品を贈呈しました。この活動は、次代を担う子どもたちが「賢い消費者」として自立することを願い、毎年行われているものです。

贈られたのは、中学校生活で活躍するシャープペンシルのほか、トラブル時の相談窓口が記されたマーカーやクリアファイル。さらに、会員が一つひとつ丁寧に縫い上げた手作りのティッシュケースが添えられました。

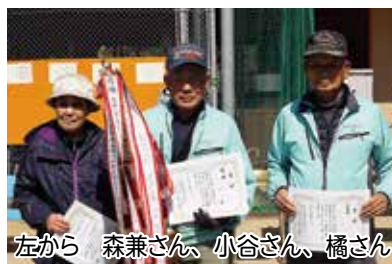
新しい門出を、地域全体が温かく見守っています。



3.16 [月曜日]

49人が参加し熱戦！ 第8回佐那河内村長杯グラウンドゴルフ大会

第8回佐那河内村長杯グラウンドゴルフ大会を、ふれあいグラウンドにて開催しました。本村からは佐那河内村グラウンドゴルフ部、徳島市からは多家良中央クラブと平成クラブが参加し、熱戦が繰り広げられるとともに、参加者同士の親睦も深まりました。



左から 森兼さん、小谷さん、橘さん



今年の大会には49人のみなさんにご参加いただきました。上位3人の結果は次のとおりです。
ご参加いただきましたみなさん、ありがとうございました。

優勝 小谷 洋二 さん (佐那河内村グラウンドゴルフ部)
第3位 森兼チエ子 さん (多家良中央クラブ)

準優勝 橘 只行 さん (佐那河内村グラウンドゴルフ部)

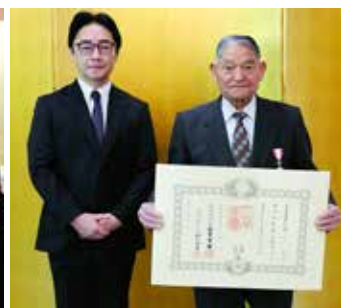
3.16 [月曜日]

高齢者叙勲【旭日単光章】木下 功 さん（尾境）

昭和62年4月に村議会議員として当選以来、連続4期16年の永きにわたり、地方自治の発展・地域住民の福祉の向上などにご尽力された功績が認められ、旭日単光章の栄誉に輝かれました。

県庁で行われた伝達式には、ご本人が出席され、後藤田徳島県知事より、勲記（賞状）および勲章を受け取られました。

栄えある叙勲受章、おめでとうございます。



佐那河内村女性消防隊員募集

【申込先】企画政策課消防担当または女性消防隊員

私たち佐那河内村女性消防隊は、平成29年に結成され、現在5人で村内の火災予防や地域防災などの広報・啓発活動を行っています。また災害発生時には、避難所設営活動などを行います。女性の視点から、子どもたちや女性、ご高齢者に必要な被災支援を行うのも私たちの活動のひとつです。一緒に活動していただける人のご参加をお待ちしています！



■ 応募資格

- ① 18歳以上60歳未満
- ② 健康であること
- ③ 本村内に居住または勤務していること

■ 隊員の身分

非常勤の地方公務員

■ 活動内容

- ① 火災予防および地域防災広報・啓発活動
- ② 災害後方支援活動（避難所設営、火災発生時の後方支援など）
- ③ 消防団が行う主要行事への参加（消防団出初式など）

■ 処遇など

- ① 条例に基づき、報酬、手当、活動に係る費用を支給します。
- ② 活動に必要な被服などを貸与します。
- ③ 公務災害補償、福祉共済金、退職報償金（勤続5年以上）の制度あり。



議会だより

— 令和8年第1回(3月)定例会 —

令和8年第1回定例会は、3月10日開会され、令和7年度各会計補正予算案件5件、条例案件9件、計画案件1件、令和8年度各会計当初予算案件7件、人事案件1件、契約案件1件の合わせて24件の審議を行い、原案どおり可決、同意、ならびに総務産業建設常任委員会報告、選挙管理委員会委員および同補充員の選挙を行い、3月19日に閉会しました。

現在の取り組み 状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

人口問題対策について

全国的に人口減少、少子高齢化が課題となっている中、本村における令和7年度の転入者は58人、転出者は51人と社会増減としては7人の増員となっています。これは令和4年から4年連続の社会増であり、村外への進学や就職による転出が一定数ある中、移住者などの確保に努めてきた成果が表れていると感じています。

今後も地域おこし協力隊制度の活用をはじめ、Uターン移住促進事業や結婚・新生活支援事業など、移住者やUターン者を呼び込む施策とともに、その施策の土台として保育料無料、おむつ代金の補助、小中学校の給食費無料など、次代を担う子育て世代への支援も継続し、今後も社会増となるよう努力していきます。

診療所の開院について

現在、保健センターの改修工事がほぼ完了し、民間の医療法人が運営する医療法人仁寿会佐那河内診療所として、この4月からの開院に向け、診療日の調整や各種手続を進めているところです。村民のみなさまにはぜひ身近な医療機関としてお気軽にご利用いただきたいと考えています。

公共施設インフラの 老朽化について

村の集落排水施設の維持管理適正化計画を本年度は嵯峨地区、来年度は残りの地区について策定する予定であり、将来を見据えた施設の在り方も含め、適正な管理運営に努めていきます。

また、近年、全国各地で地震や風水害などによる災害が多発しています。村としても、新しい地方経済・生活環境創成交付金を活用し、災害時に通常のインターネット環境が切断された場合でも、衛星を通じてインターネットに接続できるスターリンクを備えたところです。

来年度は蓄電池や給水タンク、スポットクーラーなどを購入し、災害発生時のQOLの確保も図っていきます。徳島県から2月4日に南海トラフ巨大地震の被害想定が示されたこともあり、今後とも災害への備えを充実させていきます。

物価高騰対策について

最近の物価高騰によるみなさまの経済的な負担が増してきて、その対応もしっかりと行っています。具体的には、今年度の6千円分の商品券の配布に引き続き、来年度早々に1万2千円分の商品券を配布するとともに、給食費の値上がりに対する保護者負担分も村で負担することとしています。

このように、でき得る限りの施策を速やかに実施し、昨年度改定された佐那河内村総合戦略の目指す将来像「豊かな未来に向かってつづく村宣言さなごうち」の実現に向け取り組んでいきます。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

本村の主要産業の農業の振興についてです。

さくらもいちご栽培振興プロジェクトの一環として、地域おこし協力隊制度を活用して4年目となります。この第1期生の1人が本年度からイチゴ栽培農家として就農しています。また、2年目となる第2期生1人も順調に栽培技術を習得して、来る4月から佐那のいちご塾生の出身者としては2人目のイチゴ農家として就農する予定となっています。さくらもいちごは、村を代表する高級ブランドとしての地位を確立している高収益作物であり、引き続き生産量の維持と後継者の確保に取り組んでいきます。

次に、鳥獣害対策について。

本年度4月1日から11月14日までの期間における有害鳥獣駆除捕獲頭数は、イノシシ96頭、ニホンジカ754頭、サル5頭ほか、アナグマ、ハクビシンなど小動物172頭羽であり、合計1,027頭羽の捕獲となり昨年度と比べ、合計捕獲数は約2.5倍となっています。

さらに、今春のスダチなどのかんきつ類の食害をできるだけ抑えるためにも、対策を緩めることなく、猟期期間に入りましても毎年開催している「阿波のわな名人戦」の期間を2か月延長しています。現在、この狩猟期間でも2月25日現在でニホンジカは155頭が捕獲されていて、シカの捕獲頭数では今年度は900頭を超え、昨年度同時期の300頭の3倍以上となっています。

また、令和5年度に新設しまし

た鳥獣被害防護柵購入への補助金についても、補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ、申請が昨年度の14人から26人と増加し、約3.1haの農地を守ることができました。

最近、村民のみなさまからもシカが減ってきたとお声もいただいて、私自身もシカの食害が減ってきたと実感しています。鳥獣被害は、我々の主要産業である農業に大きな悪影響を与えるため、引き続きしっかりと鳥獣害対策に取り組んでいきます。

②「新しいひとの流れをつくる」

移住定住への取り組みですが、冒頭申し上げたように、本村人口の社会動態については令和4年から4年連続で社会増を実現しており、これまで村が進めてきた移住定住施策が実を結んできているものと考えています。

令和元年から行ってきた中尾谷地区の宅地造成事業について、全12区画全ての造成が完了し、すでに4区画では家が建築され生活されています。子育て世代を含めた家族はこの分譲地で生活されることで、少子高齢化の進行を少しでも抑え、将来に向けた村の活性化につながるものと考えています。

次に、イベントを通じた関係人口、交流人口の増加による地域活性化への取り組みです。

去る11月16日、さなごうち大川原高原ヒルクライム2025が多くのみなさまのご協力の下、晴天にも恵まれ、盛大に開催することができました。県内外からエントリーしていただいたサイクリスト、村内各種団体、キッチンカーなどによる出店、ジャアバーボンズライブなど、大いににぎわったところです。

今後ともスポーツ大会を通じ、本村の活性化や村民のみなさまの健康増進に努めたいと考えています。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

現在、若い世代への負担軽減策として実施している若者のための村営住宅の設置・運営、新婚夫婦への新生活支援補助金の支給、不妊治療費等の助成、里帰り出産預かり事業、出生祝金の支給、おむつ代の補助、保育料無料、小中学校の給食費無料、高校生までの医療費無料、学童保育の充実、放課後の学習支援などさまざまな施策を継続するとともに、新たに未就学児施設に在籍していない0歳6か月から満3歳未満の児童が、月の一定期間保育所を利用できる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度をこの4月から実施します。

また、村内で結婚新生活を始められるご夫婦に対して、家賃や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業について、現在、2件のお問い合わせをいただいている、徐々に施策の周知も図られているものと考えています。

今後も若い世代が住みやすい村となるよう、しっかりと支援をしていきます。

また、教育環境については、充実した英語教育、先進的なICT教育、ふるさとの人材を育成するふるさと学習を3つの柱とした小中一貫教育を推進しています。

英語教育については、中学3年生の英検3級以上の合格者が8割というすばらしい成果を5年連続で上げていて、文部科学省が2027年までに達成をめざす6割を大きく上回っています。特に本年度においては、中学3年生17人全員が英検3級以上に合格するという快挙を達成しました。このような成果は、1月末に京都で開催された全国小学校英語教育実践研究大会にて、佐那河内村のこれまでの取り組みを発表し、全国の英語教育の先進事例として紹介されるなど、村の教育行政の在り方は全国的に

も認められているところです。

さらに、不登校傾向にある児童生徒への教育支援教室の設置、学力向上と居場所づくりを目的としたSANASTAの開催に加え、来年度からは専門家の支援を受けてAI等の最先端技術を体験し、情報活用能力の強化を図るGIGAスクール事業を実施していきます。

また、このたび、ふるさと学習では、中学2年生一人一人が佐那河内村をPRする動画を作成するなど、常に新しい取り組みを行っています。専門家の伴走支援や生徒同士の対話から生まれたアイデアにより作成した動画のクオリティーは高く、優秀な作品何本かを村のインスタグラムで発信する予定としています。

そのほかにも、来年度新たに放課後合唱教室、さなユース合唱教育を開催することとしており、今後とも子どもたちの学習環境や子育て環境を充実することにより、安心して子育てができる村づくりを進めていきます。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

佐那河内村交流センター(仮称)の建設についてです。

プロポーザルにより設計・施工者の優先交渉権者がカイト・カタコト・ワイワ・フジノ・坂本工務店拡大共同企業体と決定されました。結果を受け、村は優先交渉権者と基本協定書を締結するとともに、第1期事業となる設計業務の委託契約を締結し設計業務を進めており、去る3月8日にもワークショップを開催したところです。今後もみなさまの意見を伺いながら、3年後、令和10年度には村内外の多くの人が交流できる施設として完成するよう、しっかりと進めます。

次に、村民体育館の長寿命化改修工事についてです。

村民体育館は建築から30年が経過しており、長寿命化に向けて本

年度改修の設計を行い、現在、工事の入札手続が完了したところです。改修は屋根、外壁等を基本とし、雨風による傷の補修と空調設備の導入となっていて、4月の工事着手から1年間は利用を休止させていただきます。

村民のみなさまにもご不便をおかけしますが、村民体育館は村内最大の収容人員を有する指定避難所でもあり、村民のみなさまに安心して快適にご利用いただくことができる施設になるよう整備に努めますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

次に、さなごうち新ものがたり創出事業についてです。

昨年度、村史編さんのかたわら、村の地域資源を手軽にご理解いただくために、「さなごうち学ブックレット」の第1弾として、「佐那河内村の石造物」を刊行しましたが、今年度は第2弾「佐那河内村の地形と地質」、第3弾「戦争と佐那河内」を刊行しました。また、「佐那河内村は前編」の書籍化、佐那河内村内にある文化財マップの作成、好評いただいた昔の佐那河内の景色を収めた写真集「佐那河内の記憶」の刊行など、みなさまの記憶にある佐那河内を書籍として見える化し、どなたでも手軽に見て語り、その記憶をつないでいただけるよう取り組んでいます。

今後も村民のみなさまに佐那河内村の持つ魅力を継承、発信できるよう努めていきたいと考えています。

補正予算案件

議案第3号 令和7年度佐那河内村一般会計補正予算(第6号)について

既定の歳入歳出予算の総額を1億9,152万円減額し、33億2,133万1千円とするもの。歳出の主なものとして、総務費で、使用料2,520万円の減、施設等整備事業工事

2,000万円の減、電算システム改修委託料1,500万円の減などにより、1億1,555万3千円の減を計上するものなど。

議案第4号 令和7年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

既定の歳入歳出予算の総額を31万8千円増額し、予算総額を3億2,857万9千円とするもの。

議案第5号 令和7年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

既定の歳入歳出予算の総額を2,445万円減額し、予算総額を4億7,122万6千円とするもの。

議案第6号 令和7年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について

既定の歳入歳出予算の総額を860万円減額し、予算総額を2,140万円とするもの。

議案第7号 令和7年度佐那河内村簡易水道事業会計補正予算(第3号)について

起債の限度額補正を行うもの。

条例案件

議案第8号 佐那河内村家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の改正により新設される乳児等通園支援事業について、村が実施施設の認可を行うために必要な整備および運営に関する基準を定めるもの。

議案第9号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

デジタル技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するための、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行うもの。

議案第10号 佐那河内村多目的地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

多目的スペースの利用料に月額料金を追加するための改正を行うもの。

議案第11号 佐那河内村印鑑条例の一部を改正する条例について

令和7年12月28日で住民基本台帳カードの有効期限が全て終了したことによる改正などを行うもの。

議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、投開票管理者および立会人等の報酬額の見直しのための改正を行うもの。

議案第13号 佐那河内村民体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について

村民体育館の使用料に空調使用料を追加するための改正を行うもの。

議案第14号 佐那河内村老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

老人憩の家の利用状況を踏まえ、利用者に係る規定を改めるほか、条例中の字句の訂正を行うもの。

議案第15号 佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例について

令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに対する特例減免の改正を行うもの。

議案第16号 佐那河内村保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

保健センターの利用状況を踏まえ、利用者に係る規定を改めるほか、保健センターの位置および条例中の字句の改正を行うもの。

計 画 案 件

議案第17号 佐那河内村過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、佐那河内村過疎地域持続的発展計画を定めるに当たり、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

当 初 予 算 案 件

議案第18号 令和8年度佐那河内村一般会計予算について

歳入歳出予算総額を31億9,700万円とし、前年度と比べ1億6,700万円の減額。歳入で主なものは、村税1億8,976万5千円、地方交付税13億2,190万7千円、国庫支出金1億8,244万7千円、県支出金1億1,545万2千円、寄附金1億501万円、繰入金5億7,687万8千円など。歳出で主なものは、総務費10億6,832万9千円と前年度と比べ1億8,061万2千円の減額、民生費4億8,907万4千円と前年度と比べ5,300万8千円の減額、農林水産業費2億4,761万6千円と前年度と比べ1,100万1千円の減額、土木費2億757万4千円と前年度と比べ5,911万2千円の減額、教育費4億5,740万6千円と前年度と比べ1億9,619万円の増額、公債費1億8,409万9千円と前年度に比べ1,260万6千円の増額など。

議案第19号 令和8年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額を2億9,123万5千円とし、前年度と比べ3,676万5千円の減額。

議案第20号 令和8年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額を4億9,740万円とし、前年度と比べ8,796万円の増額。

議案第21号 令和8年度佐那河内

村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出予算総額を6,303万円とし、前年度と比べ924万5千円の増額。

議案第22号 令和8年度佐那河内村宅地造成事業特別会計予算について

議案第歳入歳出予算総額を2,900万円とし、前年度と比べ100万円の減額。

議案第23号 令和8年度佐那河内村簡易水道事業会計予算について

収益的収支の収入が1億1,242万円、支出が1億599万5千円、資本的収支の収入および支出はそれぞれ6,524万円。

議案第24号 令和8年度佐那河内村農業集落排水事業会計予算について

収益的収支の収入が1億3,348万5千円、支出が1億2,996万5千円、資本的収支の収入および支出は、それぞれ7,949万円。

人 事 案 件

議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるもの。

(委員：新居眞治)

契 約 案 件

議案第26号 佐那河内村民体育館長寿命化改修工事（ゼロ債務）工事請負契約の締結について

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるもの。

一 般 質 問

井 開 一 文 議 員

1. 南海トラフ地震の防災対策について

質 ①徳島県が被害想定として佐那河内村は、建物全壊焼失数を80棟としているが、どのようにすれば軽減出来るかお答えください。

②村として、その他減災等の防災対策について、具体的にどのように進めていくのか、お答えください。

答 ①平成12年5月31日以前に着工された木造住宅を対象とした耐震診断、補強計画および耐震改修への補助制度のほか、対象は異なるが、耐震シェルター設置や住宅の住み替えへの支援、さらには地震時の屋根の耐震化に寄与する瓦屋根強風対策支援事業などを行っている。これに加え、地震時に発生する通電火災を防ぐための感震ブレーカーの普及啓発など、火災予防対策にも取り組んでいる。

南海トラフ巨大地震による家屋倒壊の軽減対策は、木造住宅の耐震化が最も有効かつ効果的な施策であり、これらの施策を実行することが減災へつながる。村民のみなさまへ建物の耐震化の重要性について今以上に普及啓発を行い、耐震化へ取り組んでもらえることが軽減への有効な手立てであると考えている。

今後とも安心・安全な暮らしを実現するため、防災意識啓発とともに経済的支援や情報提供など、多角的な取組を行い、徳島県と連携を図りながら各種防災・減災対策を推進し、被害の軽減に努める。

②村として減災のための具体的な防災対策の進め方について、次の4点を柱としてお答えする。

1点目は、住宅の耐震化促進とインフラの強靱化。住宅耐震化事

業の推進のほかに、ライフラインの確保に向け、佐那河内村簡易水道管路更新基本計画に基づき、10年間で主要な管路の耐震化を計画的に進めていて、本年度は嵯峨・下地区配水管の更新を実施している。

2点目は、避難所の生活環境改善と機能強化。避難所での災害関連死を防ぎ、避難者のQOL、生活の質を向上させるため、新たな地方経済・生活環境創生交付金を活用し、テント式パーティション、簡易ベッド、災害用トイレなどの資機材の充実を進めている。

令和8年度は資機材搬送車、スポートフーラー、給水タンクなどの調達を計画しており、今後も国・県補助金や交付金などを活用し、計画的に資機材の購入を進める。

さらに、村内最大の指定避難所である村民体育館については、令和7年度に実施設計、令和8年度に大規模改修工事を予定しており、空調設備や72時間の運転を可能とする自家発電設備を導入することで、過酷な環境下でも安心して避難生活を送れる体制を進める。

3点目は、自助・共助の担い手育成。命を守るための共助の力を高めるため、地域の防災リーダーとなる防災士の資格取得に係る補助制度の対象者を、本年度からこれまでの消防団員に加え、住民も対象に拡大していて、自主防災組織の活動の活性化に努める。

また、断水時の生活用水確保に向けた災害時協力井戸登録制度の実施など、地域資源を活用した自立的な備えも進める。

4点目は、迅速な復旧・復興に向けた体制整備。発災後の混乱を防ぎ、迅速に住民支援を行うためのソフト面の備えとして、被災自治体の経験に学び、罹災証明の発行要項や申請様式など、発災後速やかに制定、運用するために必要な条例、様式等の事前準備を進めている。

また、情報収集体制の強化として、衛星電話や衛星インターネット接続機器、スターリンクの導入も図っている。

今後も最新の被害想定を真摯に受け止め、自分の命は自分で守る自助と地域で助け合う共助、そして行政による公助が一体となった防災対策をスピード感を持って推進する。

2. 本村内における防犯対策について

質 ①監視カメラの設置を進めてはどうか。

答 ①今後、防犯カメラの設置主体、場所などを勘案し、さらには録画されたデータの取扱いなども考慮しつつ、設置について検討を進める。

藤本 忠 議員

1. 鳥獣害対策について

質 ①昨今の物価高騰の影響により、ワイヤーメッシュや電柵等の物品の値段が上がって、農家の負担が増えているが、本村の主要産業である農業を守るためにも、鳥獣害防護柵購入補助金の更なる補助率、上限を上げてはどうか。

答 ①有害鳥獣対策は捕獲して個体数を減らすことと電牧器、防護柵等により防除することで、より効果があるものと考えている。

そこで、鳥獣害防護柵購入に係る補助金について、現在の限度額を引き上げ、10万円から15万円にするよう令和8年度の当初予算に提案させていただいているところである。

このことにより村内の基幹産業である農業について、少しでも農家のみなさまの負担軽減につなげていくことができるよう注力する。

2. 再生可能エネルギーについて

質 ①環境貢献のためにも、地球温暖化対策のためにも、再生可能エネルギー拡大を強力に推し進める必要があり、村として、役場庁舎を活用し、再生可能エネルギー(太陽光発電)を設置しては、どうか。

答 ①役場庁舎への太陽光発電設置について、庁舎は大規模地震発生時の災害対策本部となる重要な防災拠点施設の1つである。そのため、設備の設置に当たっては既存庁舎の構造上の耐荷重調査や防水性能への影響、さらには災害時のメンテナンス体制など、多角的な視点からの慎重な検証が不可欠となる。

また、太陽光発電をめぐる国の方針や買取制度は大きな転換期にあり、コスト削減効果の検証、精査を行う必要があると考えている。

ペロブスカイト太陽電池などの次世代技術は、従来のパネルでは設置が困難だった場所への導入を可能にする可能性を秘めている。

こうした新技術の普及状況やコストパフォーマンス、そして、国の補助制度の動向を今は慎重に見極めるべき段階であると判断している。

当面の間は、LED化や機械設備の更新の際に、高効率な設備の導入といった確実、かつ迅速に効果が得られる手法により、排出量削減目標の達成に努める。

役場庁舎への設置については、中長期的な視点から慎重に検討したい。

3. インフラ整備について

質 ①今回、国の方針の転換や、能登半島地震から学んだこととして、ゆくゆくは、農業集落排水事業から合併処理浄化槽への転換が必要だと考えるが。

答 ①十分検討は必要だが、判断すべき時期に差しかった

ているため、今後策定する集落排水施設維持管理適正化計画を踏まえ、老朽化する施設の維持管理方法、人口減少により増加が見込まれる費用面、転換する場合の方法や費用、さらには災害時の被害想定およびその対策方法、さまざまな観点から総合的に勘案して、合併浄化槽への転換も選択肢に含め、将来あるべき姿をしっかりと判断したいと考えている。

4. 個別放送について

質 ①他の自治体では、戸別受信機の生産終了などの為、予算的に防災や行政情報をスマートフォンに切り替える動きがあるなか、本村では、今後どのようにしていこうとしているのか。

答 ①将来の更新に際しては、最新のデジタル技術と既存のアナログ手段を効果的に組み合わせた多重的な伝達体制の構築、財政状況を勘案した持続可能な計画の策定など、住民のみなさまが将来にわたって安全・安心に暮らせる村づくりに努める。

龍倉 俊晴 議員

1. 小規模分譲宅地造成について

質 ①村内全域に、各常会と連携して、2戸から3戸の分譲地を造成してはどうか。

答 ①中尾谷地区の宅地造成工事が一段落した現在、今後どのように住居、宅地の提供を行っていくべきか費用面、地理的な状況、ニーズ等を踏まえ、議員のご意見を参考にしながら、総合的な観点から検討したい。

2. 空き家の活用について

質 ①各常会と連携して、空き家活用をするシステムを構築してはどうか。

答 ①ご提案の各常会と連携することは、空き家の状況把

握からも、また、移住者がスムーズに地域に入っていくためにも必要なことだが、形式ばったシステムは少し堅苦しくなり、常会の負担が増加するおそれもある。

常会はいろいろな情報を持っており、空き家などの情報を一般財団法人さなごうちにご連絡をいただくなど、今後とも、常会のみなさまとも連携を図り、空き家の活用を進める。

平岡 淳 議員

1. 診療所について

質 ①神山町の事例をどう考えるか

②週2回の診療でどれだけの人が、利用するのか。

③運営に関する協議は、どのように進んでいるのか。

答 ①神山町にはすでに民間の個人病院が数件ある中で、さらに民間の「おうち診療所神山」が新たに訪問診療を始められたものであり、本村とは状況が大きく異なる。本村では、近くで相談ができたり治療を受けられる村内での診療所の開設が必要とのご要望をいただいている。

ご指摘のように、さまざまな医療サービスを享受できる体制整備は必要なことと考えるが、一方で医療の確保という困難な課題に対して一朝一夕に解決できるものではない。

このたび民間医療機関のご理解とご協力により、村内において診療所を運営していただけることは、またとない機会であると捉えており、今後も協力医療機関との連携により、一日でも早く村内に医療機関がない状況を解消し、村の医療体制の充実、強化に努めたいと考えている。

②1日の利用者数の具体的な数字の想定はしていないが、高血圧や高脂血症、糖尿病などの慢性疾患

で定期的な薬の処方を受けられている人や、これまで久次米医院をご利用されていた人で、現在は別の病院に通院されている人、以前から市内の病院に通院されている人で、高齢などを理由に通院がご負担になってきている人など、ご利用を希望される人は一定数いらっしゃるものと考えている。

また、病院を選択するに当たっては患者さん個々の思いや病院との相性など、さまざまな要因が影響するものと考えられるので、新しく開院する診療所についても、仮に開院当初の利用者数は少なくても、利用者の状況が安定するまである程度の期間は状況を見ていく必要があると考えている。

③開院予定の診療所は、村が診療所の場所を無償で提供し、医療法人が運営を行う民間の診療所になる。診療所の正式名称は医療法人仁寿会佐那河内診療所で、診療科目は一般内科。診療時は医師1人、看護師1人、事務員1人の3人体制で、担当の医師、看護師が勤務できないときは代替りの医師、看護師が勤務する体制。

これまで医療の提供に関する協定を締結したSMSグループと診療日や診療時間などについて調整を進めたが、医師の診療所以外での勤務体制などを踏まえ、診療時間は午前9時から午後1時まで、診療日については、毎週火曜日、金曜日の週2日とすることを確認した。

今後、必要な手続きを経た上で4月中に開院する予定であり、また、開院日までに開院の記念式と合わせて、診療所の内覧会を行う予定としている。

2. 交流センター(仮称)について

質 ①アンケートは、建物の要否については問うていないのでは。

②予算の半分以上を超える建物をアンケートなしで決めていいのか。

③交通弱者、パソコンを使えない

人は、アンケート用紙を総務課に取りに來いではおかしいのでは。

④10億8千万円のプロポーザルの意味を村民は理解出来ているのか。

⑤公共施設の適正化をどう考えるのか。

答 ①アンケートについては整備にかかる費用や予算の見通しなど、さまざまな論点を整理した上で建物をつくらない案、旧庁舎跡地のみに建物をつくる案、農振センター敷地も含め一体的に新施設をつくる案、農振センター敷地も含め2期工事に分けて新施設をつくる案の4つの整備方針をお示しし、村民のみなさまに幅広くご意見をお伺いした。

アンケートの結果は、佐那河内村跡地等検討委員会において参考として協議し、同委員会からの報告がなされたところ。

②まず、議員からご質問のあった予算の半分を超える建物の部分については、事実誤認である。令和8年度の一般会計および特別会計当初予算の合計は約40.8億円、これに公営企業会計当初予算約3.8億円を合わると、村の当初予算の総合計は約44.6億円となる。

一方で、本事業建設にかかる4年間に要する費用は、現在のところ10億8,000万円であり、令和8年度の単年度当初予算総合計と比較しても半分を占めることはない。

アンケートについては旧庁舎跡地等整備方針や施設に求められる機能、設備を自由に記載できる形で実施し、74人、136件のご意見をいただいた。

その後も新施設の建設については、昨年8月に全住民を対象とした説明会を開催し、9月には地元説明会も実施した。これらの場で計画の概要をお示するとともに、住民のみなさまから直接ご要望やご意見をお伺いしてきた。

幅広く村民のご意見をお伺いすることは大切だと考えているが、意見を集約した上で建設の可否や

施設の内容については財源をはじめとする技術的な事項もあり、役場および議会が責任を持って判断すべきと考えている。

以上の理由から、村内全戸に個別にアンケート用紙を配布するような形での追加アンケートの実施は不要と考えている。

③村民アンケートの実施に当たっては、広報佐那河内への掲載と村ホームページでの周知を行った。アンケート用紙はホームページからのダウンロードに加え、役場総務課での窓口配布も行っており、複数の方法でご参加いただける環境を整えていた。また、その旨は広報佐那河内にも明記し、周知に努めた。

交通弱者やデジタル機器の利用が困難な人への対応に関するご意見は、村民サービスのさらなる向上に向けた貴重な提言として真摯に受け止めている。

佐那河内村交流センター(仮称)は村民のための施設であり、その整備プロセスにおいて、村民のみなさまの声がしっかりと反映されるよう、引き続き村広報やホームページによる丁寧な情報提供とワークショップにおける意見収集に努める。

④公共工事では、通常、価格だけで業者を決める競争入札が扱われる。しかし、今回の交流センターは単なる建物ではない。村民の交流の場、防災の拠点、そして地域を活性化させる多機能な施設として設計する必要があるため、価格だけではなく、技術力、設計の獨創性、長期的な維持管理能力も含め、総合的に評価できるプロポーザル方式が適していると判断した。10億8,000万円は村にとって決して小さな金額でないからこそ、最も優れたアイデアと技術を持つ業者を選ぶことが結果として村民の利益につながると考えたもの。

プロポーザル方式の採用については、佐那河内村庁舎跡地検討委

員会での協議を経て決定し、広報佐那河内や村のホームページでお知らせをしてきた。また、昨年8月には全村民向けの説明会、9月には地元説明会を開催し、工事費、設計費、施工管理費など、11億8,000万円という概算費用もお示しした。

選定に当たっては外部の有識者を含む評価委員会を設置し、審査基準を公表した上で公正に行った。選ばれた事業者の提案は、土砂災害警戒区域という難しい条件の中でも地域の景観との調和や将来的な維持管理コストの削減など、村の長期的な財政負担を考えた優れた内容であった。

今後も広報やワークショップの実施などにより、村民のみなさまが価値があったと実感できる施設となるよう適正な執行と透明性の確保に取り組む。

⑤施設を保有し続けることを前提とした従来の管理運営から脱却し、施設の在り方を見直しながら、持続可能な形で村民サービスを提供していく運営へと考え方を転換すべき時期に來ていると認識している。

本村では佐那河内村公共施設等総合管理計画を上位計画として位置づけ、各施設ごとの具体的な対応方針を定めた個別施設計画に基づき、適正化を進めてきた。

人口減少が進む中で、公共施設の統廃合による適正な配置、管理は将来の村の維持管理負担も見据えて検討すべき重要な課題と捉えており、だからといってやみくもに施設を減らすことはできない。住民の利用状況、施設の立地、老朽化の程度、修繕費用など、総合的に勘案することが必要である。

また、統廃合による施設の集約を判断する際には、その施設を実際に利用している人々の声をしっかりと聞いた上で判断すべきものと考えている。

こうした考え方に基づき、農振

センターは多くの村民が利用する村の中心的な施設であり、その機能を継続させる必要があると判断した。これが今回の交流施設整備につながったものである。

伊藤 明子 議員

1. 旧庁舎跡地について

質 ①旧庁舎(仮) 交流センター検討の委員会に障がい者が入っていなかったのは、なぜか。

答 ①まず地域コミュニティー全体の大まかな合意形成を迅速に進めることを重視した委員構成としたものであり、誰もが等しく利用できる施設というユニバーサルデザインの観点については、配慮は十分でないと認識している。

今後、ワークショップなどで村民のみなさまの多様なご意見をおうかがいし、障害の有無にかかわらず、全ての村民が安心して利用できる施設となるよう、基本設計を進める。

2. 女性消防団員の役割について

質 ①女性でなくてはならない災害備蓄品の点検をしてもらっては、どうでしょうか。

答 ①女性の視点による災害備蓄品の点検は、避難生活の質を向上させる上で極めて意義深いものと考えている。現在、本村では女性のニーズに対応するため、衛生用品やプライバシー確保のためのパーティションなどの物資を備蓄している。また、佐那河内村地域防災計画においても、避難所の運営に女性の参画を推進し、男女双方の視点から配慮することを掲げている。

女性消防隊のみなさまにこれらの備蓄品が実際使いやすいものであるか、不足している物品はないか、十分な配慮ができていかなどの視点で点検いただくことは、

より実態に即した備えへと結びつくものと考えている。

今後は点検活動の協力をお願いし、得られた貴重な意見を反映することで、より安心できる備蓄品の充実、避難所環境の構築などに努める。

石本 哲也 議員

1. 令和8年度当初予算案について(少子高齢化/人口対策)

質 ①少子化対策についてどういった施策を考えているのか。

②高齢化に伴う福祉施策についてどういった対策を考えているのか。
③移住等人口減対策についてどういった施策を考えているのか。

答 ①現在、本村では結婚・妊娠期、乳幼児期、学齢期の3つの段階に分けて、施策を推進している。

第1に結婚・妊娠期への支援。結婚を望む人の出会いの機会を支援する結婚活動支援事業補助金や新婚夫婦への新生活支援事業補助金、出生祝い金の支給などを通じて、若い世代の経済的負担を軽減し、結婚活動を支援する。

また、妊娠期には不妊治療費などの助成事業や、妊婦支援給付金の支給とセットで行う助産師や保健師による相談支援などにより、全ての妊婦さんが安心して出産、子育てができる環境づくりを目指す。

第2に、乳幼児期の支援。子育て世代の負担を軽減するため、おむつ代の補助や保育料の無償化、また、保育士や栄養士、歯科衛生士などの専門職による乳幼児相談や乳幼児健診の機会を通して、子育て世代の不安や悩みの相談に応じ、安心して子育てができる環境づくりを支援する。

第3に、学齢期への支援。子どもが安心して学び、成長できるよ

う先進的な小中一貫教育の推進や学童保育、放課後の学習支援の充実にも努めるとともに、小中学校の給食費無料、高校生までの医療費無料など、家計の負担軽減にも努める。

②令和7年末の村の高齢化率は48.6%であり、10年前の42.6%と比べると6ポイントも高くなっている。高齢化の進行に伴い、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、高齢者虐待などの問題、高齢者の看取りや意思決定支援などへの対応が課題となってくる。

これらの課題に対応するためには、行政だけではなく、社会福祉協議会をはじめ各種団体や地域との連携した取組を進めていく必要があると考えている。村では高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者が身近に通える通いの場や社会参加の機会の確保と活動への支援といった両面での支援を行っている。

③佐那河内に移住していただくには大きく3つの条件があると考えている。

1点目は住む場所の確保。令和4年に若者向け賃貸住宅の建設、このたび完成した中尾谷の宅地造成など、佐那河内に定住いただくための場所の確保を行っている。

2点目は、働く場の確保。代表的な取組としては、地域おこし協力隊制度を活用して、当初2年間は役場職員として雇用することでイチゴ農家の後継者を育て、村外からの就農者を確保する取組である。

一般財団法人さなごうちでは理事長をはじめ、4人の常勤職員と2人の非常勤職員、また、弁当作りではカトレア、しゃくなげのみなさまに調理をいただいている。また、YOTTE-KANには株式会社ローカルが入居した。高樋保健センターでは4月に開院する診療所の事務員を募集している。

大きな企業誘致は難しいが、少しでも働く場ができたらと考えている。

3点目は村の魅力向上。先ほど述べた少子化対策、高齢化対策に加え、全国の先進事例となる小中一貫教育、スポーツ大会を通じた交流など本村の交流による活性化、また、村民のみなさまの健康増進に資するような施策を進め、本村の魅力向上に努めたいと考えている。

2. 令和8年度当初予算案について(産業振興/インフラ整備)

質 ①農業をはじめとする各種産業の育成に対する施策はどうなっているのか。

②鳥獣害対策への新たな取り組みなど、どういった施策を考えているのか。

③簡易水道・集落排水事業対策はどういった計画になっているのか。

答 ①農業は本村の主要産業であり、さまざまな施策を行っている。スダチやミカンといった村推奨品の導入を促すため、苗木購入の一部補助や果樹アグリスクールの開催、さくらもいちご栽培振興プロジェクトなど、単なる補助にとどまらず、栽培技術の向上や後継者育成に向けた施策を展開している。また、燃料費が高騰した際にはA重油や灯油の購入に支援金を支払うなど、状況に応じた施策も行った。

一方、少子高齢化による後継者問題は深刻。地域おこし協力隊事業を活用してイチゴ農家の後継者を育成しているものの、ほかの産業においては厳しい状況となっている。

近年は、ふるさと納税の返礼品に村の農作物をはじめ特産品を掲載するなど、従来とは違った物流形態も見られることから、その点も踏まえた施策展開も必要と感じている。

なかなか各種産業の育成に対す

る特効薬はないが、現状、どのような点で苦労されているのか、どのような支援ができるのか、みなさまのご意見を聞きながら対応策を検討したい。

②せっかく捕獲した資源を活用すべきとのご要望も多くの人からいただくと、村では現在、ジビエ施設の建設を検討している。3月27日には議会議員や農業関係者のみなさまにも「祖谷の地美栄」をご視察いただく。

ただ、ジビエ施設の建設のためには、建設場所の選定に関する地元のご理解と実際に施設を運営する事業者の存在が必要となる。今後、建設場所の選定と実際運営いただける事業者との協議などを進め、鳥獣被害対策とその活用を一体的に進めたい。

③簡易水道については、令和5年度に佐那河内村簡易水道管路更新基本計画を策定し、10年間で主要管路を更新する。計画に基づき、令和6年度は嵯峨、嵯峨水道の取水口から浄水場までの導水管640m、令和7年度はその浄水場から下流の配水管等400m、令和8年度はその続きとして配水管630mの工事を行う。

集落排水施設については、村の集落排水施設の維持管理適正化計画を今年度は嵯峨地区、来年度は残りの地区について策定する予定であり、将来を見据えた施設の在り方も含め、適正な管理運営に努める。

両施設とも村の人口減少が進行し、村負担が大きくなってくる。特に集落排水施設の嵯峨地区については、真空方式ダウなど不具合が発生することも今後ますます進む施設老朽化に対して、どう対応するかを適正計画と合わせ、考えていく必要がある。

また、両施設の維持管理には専門的な知識や経験を要す。そこで、簡易水道事業では、長年職務に精通している職員を配置、農業集落

排水事業では、浄化槽技術管理者や浄化槽管理士を取得した職員を配置し、現在業務に従事している。

村としても資格を取得するための費用助成を行うなど、職員の技術向上に努めているが、職員数が少ない村なので、事業者への委託なども併用しながら適正な施設管理に努める。

3. 令和8年度当初予算案について(人材確保/施策実現)

質 ①役場の職員人事・採用についてどういった方針で進めていくのか。

②国や県に対しての陳情・要望があれば議会としても村・村民のために協力したいと思うが、何かしらの案件はあるのか。

答 ①役場の職員採用、人事配置および業務体制については、業務の効率化、地域のみなさまとの協働体制の構築、そして適材適所の配置といった多角的な検討を重ね、もっとも適正な形で役場業務が執行できるよう積極的に取り組む。

②まずは行政事務レベルの依頼や協議で解決を図るべきものは行政側で着実に進め、その上で、政治的な後押しや組織的な協力が不可欠となる案件が生じた際、改めてみなさまにご協力をお願いしたい。

今後とも行政と議会が車の両輪となり、住民のみなさまにとって真に住みやすい村づくりを力強く進める。



総務産業建設常任委員会報告

総務産業建設常任委員会委員長 藤本 忠

令和8年2月17日(火)15時35分から議員室にて、佐那河内村交流センター（仮称）について、所管事務調査として委員会を開催しました。

説明職員として副村長、総務課長と建設課長に出席してもらい、①優先交渉権者について、②スケジュールについて、③事業について、④その他について、「佐那河内村交流センター（仮称）整備事業」基本協定書、審査評を示して説明していただきました。その結果、次の事について決定し委員会は解散しました。

●調査の結果および意見について

- 1.優先交渉権者は「カイト・カタコト・ワイフ・フジノ・坂本工務店拡大共同企業体」に決まったこと。
- 2.提案コンセプトは「佐那河内の風土に寄り添い、みんなで地域文化を育む」であり、設計内容に

ついては現段階で、変更が可能であること。

- 3.今後、ワークショップで村民の意見を取り入れる用意があること。（第1回目は3月8日(日)に行われる予定。）

以上3つのことについて確認しました。

意見の中では、今回の建物がRC造（鉄筋コンクリート）と木造を組み合わせた建物で、耐用年数はいつかと質問があったが、後日確認して報告してもらうことになり、耐用年数は60～70年とお聞きしました。

また、委員の一部から今回も建物建設に反対の意見がありました。

理事者には、より多くの村民の意見を取り入れ、多くの村民が納得する施設となるよう、取り組んでいただきたい。

以上で総務産業建設常任委員会報告を終わります。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・〈 〉 出席者

3月4日 議員協議会〈議員室〉（森下議長ほか6人）

全員協議会〈役場〉（森下議長ほか6人）

6日 佐那河内中学校卒業式〈小中学校〉（森下議長ほか6人）

10日 第1回佐那河内村議会定例会開会・議案審議〈議場ほか〉（森下議長ほか6人）

11日 議案審議〈議員室〉（森下議長ほか6人）

12日 佐那河内小学校卒業式〈小中学校〉（森下議長ほか6人）

13日 議案審議・講評〈議員室〉（森下議長ほか6人）

18日 第1回佐那河内村議会定例会 一般質問〈議場〉（森下議長ほか6人）

19日 第1回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈議場〉（森下議長ほか6人）

21日 佐那河内保育所修了式〈保育所〉（伊藤議員）

23日 例月出納検査〈監査室〉（國見監査委員・石本監査委員）

25日 戦没者追悼式〈村民ホール〉（森下議長ほか6人）

26日 小松島市外三町村衛生組合定例会〈衛生組合〉（森下議長・瀧倉議員）

27日 ジビエ処理加工施設視察〈三好市〉（森下議長ほか2人）

30日 県町村監査委員協議会臨時総会（Web）〈監査室〉（國見監査委員・石本監査委員）

佐那河内村民体育館の利用停止について

村ホームページにて周知のとおり、次の期間で村民体育館の長寿命化改修工事を実施しております。

工事期間：令和8年4月1日から令和9年3月26日まで



- 安全確保のため、工事期間中は村民体育館をご利用いただけません。
- 本工事にはエアコンの設置工事が含まれており、社会情勢などの影響により、やむを得ず機器の納期が遅れた場合には、工期を延長する可能性があります。
- 利用再開日などにつきましては、決まり次第、村ホームページにてお知らせいたします。

利用者のみなさまには長期間にわたりご不便をおかけいたしますが、村民体育館の長寿命化および利便性の向上を目的とした改修工事となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ ● 教育委員会

佐那河内村交流センター（仮称）整備事業に係るご意見募集「利活用アンケート」について（～4/30まで）

現在、佐那河内村交流センター（仮称）は、プロポーザルにて選定されたカイト・カタコト・ワイワ・フジノ・坂本工務店拡大共同企業が、基本設計を行っています。村民のみなさまのさまざまなご意見を頂き、法的整理や敷地条件などを踏まえ、採択時の提案からより良い計画になるよう業務を進めている段階で現況報告と今後のお願いをさせていただきます。

● 第一回 設計ワークショップの実施 [済]

令和8年3月8日(日)に行い、総勢46人のみなさまにご参加いただきました。ありがとうございました。

● ご意見募集（利活用アンケート）の実施

広報の配布から約2週間、村民のみなさま（村外在住者も回答可）に交流センター利活用に向けたアンケートを実施します。活用される場づくりへ向けた積極的なご意見をお待ちしています。

※右下web回答(QR)にて回答。紙面希望の人は企画政策課までお越しください。

● 若年層向けワークショップの実施

小中学生～親世代へ向けたワークショップをゴールデンウィーク明けの日程で調整しています。みなさまのご参加、お待ちしております。

● 模型・パネルの展示について

基本設計の期間中、会議利用時をのぞいて「役場正面入口ロビー」に1/100サイズの大型模型を展示しています。ぜひご家族とご一緒に目で見えて計画を体感していただけたらと思います。



⇧ R8.2.4 時点での計画案



⇧ アンケートはこちら

お問い合わせ ● 企画政策課

職員人事異動

異 動（昇任を含む）

（所属名）	（職名）	（氏 名）	（旧）
建設課	主 査	橘 孝 治	参事兼産業環境課 課長
企画政策課	課 長	山 岡 忍	建設課 課長
産業環境課	課 長	上 野 浩 嗣	企画政策課 課長
保育所	所 長	吉 田 真 希	保育所 主任保育士
建設課	課 長	仲 弘 志	建設課 課長補佐
建設課	課 長 補 佐	梶 本 佳 史	産業環境課 課長補佐
総務課	課長補佐（後期高齢者医療広域連合派遣）	佐 藤 享 恵	総務課 課長補佐
議会事務局	事務局 長 心 得	森 河 健	教育委員会 教育次長補佐
建設課	課 長 補 佐	岩 野 高 大	産業環境課 課長補佐
企画政策課	課 長 補 佐	森 貴 浩	議会事務局 事務局 長 心 得
産業環境課	課 長 補 佐	松 田 大 悟	企画政策課 課長補佐
出 納 室	会計管理者 心 得	瀧 倉 裕 介	総務課 主 査
総務課	係 長	池 上 美 紗 子	産業環境課 係長
産業環境課	係 長	上 岡 織 恵	企画政策課 係長
建設課	事 務 主 任	守 屋 心	産業環境課 事務主任
企画政策課	事 務 主 任	川 眞 田 憲 資	総務課 主 事
教育委員会	主 事	後 東 駿 介	企画政策課 主 事

昇 任

企画政策課	事 務 主 任	宮 田 裕 子	企画政策課 主 事
住民税務課	事 務 主 任	湯 村 剛 弘	住民税務課 主 事
総務課	主 事（徳島県派遣）	古 川 航 輝	総務課 主 事 補（徳島県派遣）
建設課	主 事	柏 太 樹	建設課 主 事 補
総務課	主 事	敷 島 楓 七	総務課 主 事 補

退 職

出 納 室	会 計 管 理 者	西 村 一 義
保育所	所長（暫定再任用）	梯 卓 義
企画政策課	係長（暫定再任用）	山 本 利 也

新規採用職員



堀 江 和 香 子
健康福祉課 保健師



藤 重 裕 太
産業環境課 主 事



中 川 莉 緒
総務課 主 事 補

村役場 課の配置

(令和8年4月1日)

南出入口
▼

村役場
1 階

カ
ウ
ン
タ
ー

産業環境課 ☎679-2115

課長 上野 浩嗣

課長補佐	松田 大悟	係長	上岡 織恵
課長補佐	尾山 智美	主事	藤重 裕太
係長(暫定再任用)	東條 浩文	技術指導監	貝出 留美

健康福祉課 ☎679-2971

課長 太尾 勝利

課長補佐	角田 寛子	係長	西河 浩司
係長(暫定再任用)	佐河 敦	保健師	堀江和香子
係長	栗原 美幸	主事	山田 大夢
係長	池端 佳奈	主事	板東 新大

住民税務課 ☎679-2114

課長 日下 洋志

課長補佐	安富 圭司	係長	竹内有喜子
係長	福本 貴司	事務主任	湯村 剛弘
係長	西原 克矩		

廊



出納室
☎679-2972

会計管理者心得 瀧倉 裕介
事務主任 谷泉ちづる

正面(北)玄関
▲

村役場
2 階



一般財団法人さなごうち
☎636-4030

副村長
益田 英栄

村 長 室
☎679-2137
村長 岩城 福治

総 務 課 ☎679-2113

課長 下岡 徹
係 長 森 拓也 主 事 敷島 楓七 課長補佐 佐藤 享恵
係 長 小松 真也 主 事 補 中川 莉緒 (後期高齢者医療広域連合派遣)
係 長 池上美紗子 主 事 古川 航輝 (徳島県派遣)

企画政策課 ☎679-2973

課長 山岡 忍
課長補佐 森 貴浩 学 芸 監 石尾 和仁
事 務 主 任 川真田憲資 防災対策監 鳥井 正徳
事 務 主 任 宮田 裕子 (消防センター)

建 設 課 ☎679-2970

課長 仲 弘志
課長補佐 梶本 佳史 事務主任 守屋 心 技術指導監 杉本 秀明
課長補佐 岩野 高大 技術主任 板東 一敬
主 査 橋 孝治 主 事 柏 太樹

カ
ウ
ン
タ
ー

保 育 所
☎679-2217

保育所長 吉田 真希
主 任 保 育 士 小畑 真代
主 任 保 育 士 上野 友里
主 任 保 育 士 山岡 麻姫
保 育 士 江川 仁美
保 育 士 瀧本 芹奈
保 育 士 中川 晴詠

村民体育館

佐那河内村社会福祉協議会
☎679-2304

事務局長 益田 英栄
事務局次長 宮前 真理
主 事 岡 祐美子
主 事 中井 智美

下

教育長室

教育長
松尾真千子

教育委員会事務局 ☎679-2817

教育次長 橘 公司
技術主任 丸橋 俊彦 主 事 坂本 嵐 主 事 後東 駿介

学校給食センター ☎679-2317

調理員 谷泉 直美

議会事務局
☎679-2152

事務局長心得 森河 健

令和8年度 当初予算

総額は44億4,130万円

3月10日から3月19日の間で開かれた村議会第1回定例会で、令和8年度当初予算が議決されました。

予算規模としては、普通会計として一般的な施策を進める一般会計と一般会計に属する特別会計の宅地造成事業特別会計(会計間の重複額を除く)を合わせた31億9,800万円(前年度比1億9,200万円・5.7%減)と国民健康保険事業特別会計等の3つの特別会計を合わせた8億5,166万円(前年度比6,044万円・7.6%増)と地方公共団体が運営する地方公営企業会計で簡易水道事業と農業集落排水事業3億9,163万円(前年度比3,556万円・8.3%減)を合わせた村の予算総額は44億4,130万円となります。

● 歳 入 【※宅地造成事業特別会計含む】

村独自の収入である、村税や繰入金(各種基金【村の貯金】の取り崩し)などの自主財源は10億2,531万円で全体の32.1%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で21億7,269万円となり、67.9%を占めています。

村税については、77万円増で前年度並みになっています。寄附金については1億501万円を計上しています。

歳入の41.4%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じて国が一定の基準で交付するお金のことで、本年度は、13億2,191万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、4億3,330万円を計上しており、その内訳は過疎対策事業債が3億530万円、緊急防災・減債事業債1億750万円やデジタル活用推進事業債1,100万円などがあります。

● 歳 出 【※宅地造成事業特別会計含む】

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、11億5,443万円となっています。人件費は前年度比2,872万円増、公債費は、前年比1,261万円増、扶助費は前年度比497万円減となり義務的経費全体で3,636万円増となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費は、全体で6億5,310万円となり主な事業は次のとおりです。

- 過疎対策事業(道路整備) 5,800万円
- 社会資本基盤総合交付金事業(橋梁更新など) 2,600万円
- 交流センター整備事業 1億2,000万円
- 大川原高原整備事業 3,200万円
- 小中学校校舎LED化改修工事 3,000万円
- 村民体育館改修工事 2億円

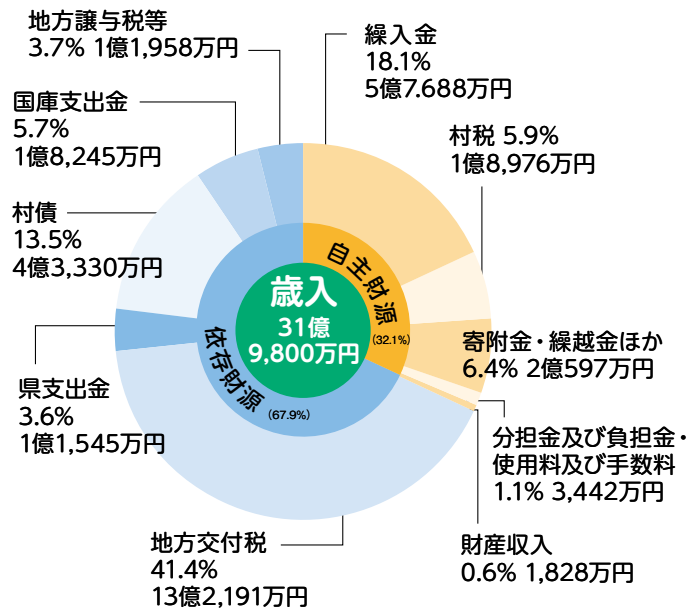
● 特別会計・企業会計予算

特別会計は、特定の事業にかかる保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

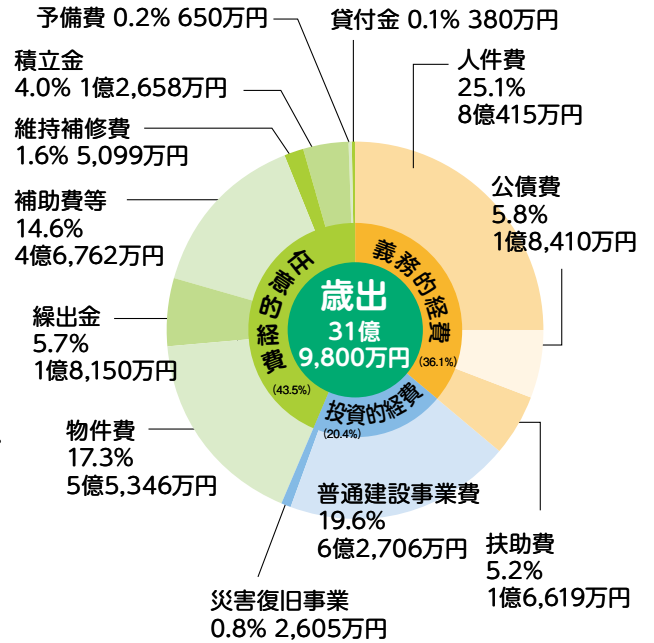
また、簡易水道事業及び農業集落排水事業は令和6年4月1日から地方公営企業法を適用しました。



■歳入予算構成グラフ

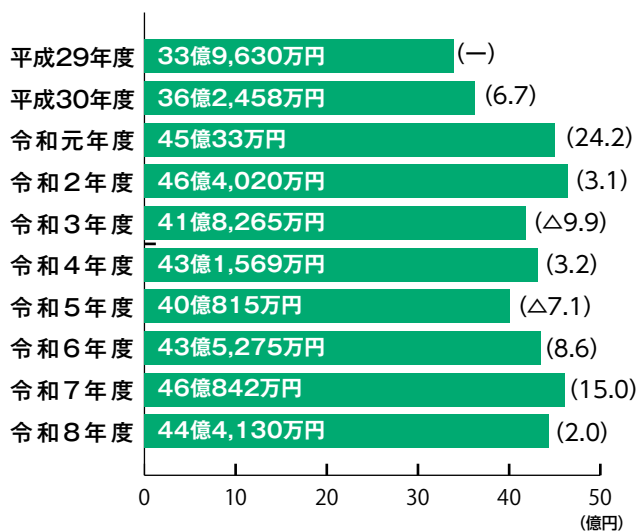


■歳出予算構成グラフ



■10年間の総額推移状況

※普通会計当初予算額 ※ () は前年度当初予算対比



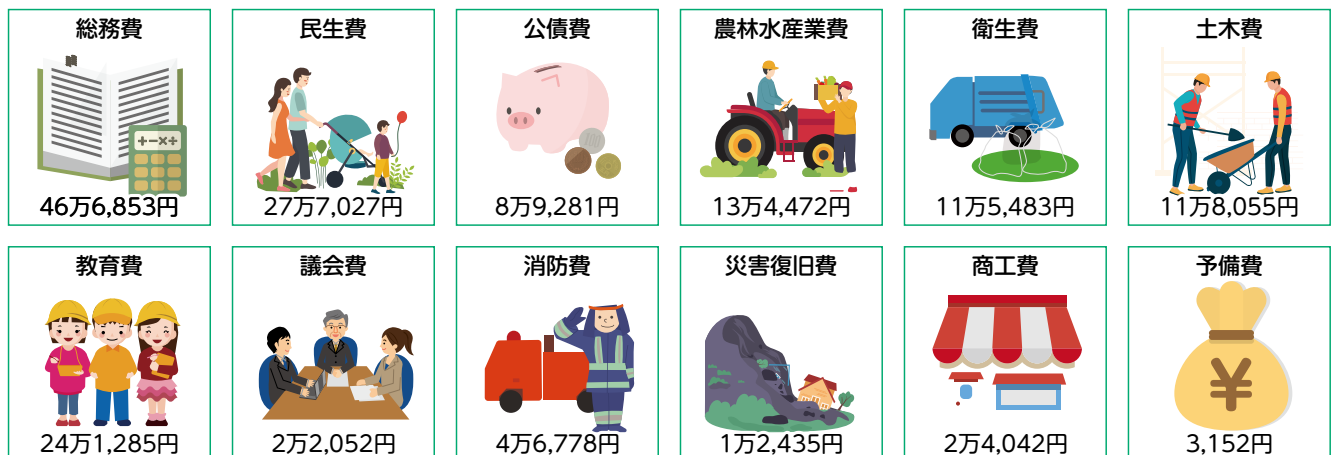
■令和8年度 会計別予算の概要

区 分	予算額	伸び率 (%)
総額	44億4,130万円	△ 3.6
普通会計 (一般・宅地造成)	31億9,800万円	△ 5.7
特別会計		
国民健康保険事業	2億9,123万円	△ 11.2
介護保険事業	4億9,740万円	21.5
後期高齢者医療	6,303万円	17.2
公営企業会計		
簡易水道事業	1億7,766万円	△ 7.5
農業集落排水事業	2億1,397万円	△ 9.0

※一万円未満切り捨て

■村民一人あたりに使われるお金

※令和8年3月31日現在の人口(2,062人)で算出



木造住宅耐震化促進事業などのご案内

各事業については随時募集をしていますが、予算の都合上、受け付けに時間を要する場合がありますので、まずは建設課までお問い合わせください。

受付期間：令和8年4月1日(水)～12月25日(金)まで

木造住宅耐震診断支援事業

●補助要件診断対象となる建物(佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅)

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅(併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です)
- 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
- 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの

●自己負担金…………… 4,000円(建物1戸当たり)

※徳島県に登録している耐震診断員(建築士)が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

木造住宅耐震補強計画事業

●対象となる住宅 実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅

●事業内容 耐震性を向上させる補強方法および概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画

●自己負担金 無料(建物1戸あたり)

耐震診断支援事業申し込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。
昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事などを行いたい場合

木造住宅耐震改修支援事業

●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定(必須)高さ1.5メートル以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
- 3) 感震ブレーカ(分電盤タイプに限る)を設置しなければならない

●補助額

補助対象経費の4/5以内で上限210万円(千円未満切り捨て)

家全体を
改修したい



施工例

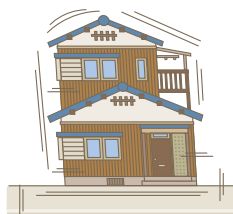


筋交いや金物、火打ちで強化

耐震化と合わせて
ICT、AI化工事
を実施



地震は怖いけどお
おがかりな耐震化
はすぐにできない



思い切って建替え
たい



瓦屋根が気になる



スマート化支援事業

●補 助 要 件

耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せて行う。

●補助対象工事

ICT や AI を活用した設備を設置するスマート化工事

(例)見守り機能付きトイレの設置／見守りセンサーの設置／地震計の設置

ICT や AI 工事に併せて省エネルギー化工事やバリアフリー化工事などのリフォームも対象にすることができます。

●補 助 額

補助対象経費の2/3以内で上限30万円(千円未満切り捨て)

耐震シェルター設置支援事業

施工例

●補 助 要 件

1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅

2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

1) 家具の固定(必須)

高さ1.5メートル以上の固定されていない家具について全てを固定する工事

2) 耐震シェルターの設置

3) 工事中の写真の提供などモニターとしての協力

●補 助 額 補助対象経費4/5以内で上限80万円



住宅の住替え支援事業

●補 助 要 件

1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

2) 実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの

3) 現在居住している住宅

●補助対象工事

住宅の建替えまたは他所(村内)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

●補 助 額 補助対象経費2/5以内で上限30万円

瓦屋根強風対策支援事業

強風などによる居住する瓦屋根の住宅被害の軽減および安全性の確保・向上を図るため、基準に満たない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助します。

●対象者 補助金の対象は佐那河内村内に存する瓦屋根の住宅を所有する人、または管理する人。過去に耐震改修、耐風改修などに係る県、または村の補助金の交付を受けていないものに限る。

●補助額 耐 風 診 断：診断費用の2/3以内(補助対象限度額31,500円)で最大21,000円 / 棟を補助

耐風改修工事：耐風改修工事に要する経費の23%以内(上限552,000円 / 棟)建築物の耐風改修工事に要する経費の限度額は瓦屋根面積(㎡)に24,000円 / ㎡を乗じた額、または2,400,000円のいずれか低い額

※耐震改修工事などは県の登録施工者が施工するものに限りです。

住宅のリフォーム 補助申請を先着順で 受け付けます。



平成23年度から村民の住宅環境の向上と経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築(床面積10平方メートル以内)工事などのリフォーム工事に補助金を交付する佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は当初予算300万円の範囲内で、1件につき最高30万円の補助金を書類がととのった先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する人で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする人は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしらないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していないこと。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者。

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費(税抜)が20万円以上で、令和9年3月31日(木)までに完了できる工事(申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外)

4. 補助金額

工事費(税抜)が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額(千円未満切り捨て)、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額(千円未満切り捨て)の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

お問い合わせ●建設課

ブロック塀安全対策支援事業

南海トラフ巨大地震などの影響でブロック塀などの倒壊による被害や避難時などの通行の妨げとなることを防止するとともに、安全・安心を確保することを目的とし、避難路沿道などに面した危険性の高いブロック塀などの撤去や新設を実施する村民に対し、その経費の一部を助成するものです。

対象となるブロック塀などとは？

補強コンクリートブロック造およびコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀をいう。

避難路沿道などとは？

佐那河内村地域防災計画に定められた道路の沿道または避難地に隣接する敷地をいう。

■ 助成額

●ブロック塀撤去に対する助成額

補助基準額 上限100,000円 うち助成額66,000円

●ブロック塀撤去・新設に対する助成額

補助基準額 上限500,000円 うち助成額333,000円

※次のチェックリストで1つでも不適合がある場合は、詳細な確認が必要な場合があります。

受付期間

4月1日(水)～12月25日(金)まで

■組積造の塀の点検表

点検項目		点検内容	点検項目	
			適 合	不適合
1	高さ	1.2m を超えている	いいえ	は い
2	壁の高さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	は い	いいえ
3	控壁	4m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、または壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	は い	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	は い	いいえ (不明)
5	傾き・ひび割れ	全体的に傾いている、または1 mm以上のひび割れがある	いいえ	は い
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	は い

■補強コンクリートブロック造の塀の点検表

点検項目		点検内容	点検項目	
			適 合	不適合
1	高さ	2.2m 以下	は い	いいえ
2	壁の高さ	高さ 2 m を超える塀で厚さ15cm未満	いいえ	は い
		高さ 2 m 以下の塀で厚さ10cm未満	いいえ	は い
3	鉄筋	壁頂・基礎は横方向に、壁の端部および隅角部は縦方向に、それぞれ径 9 mm以上の鉄筋を配置している	は い	いいえ (不明)
		壁内に径 9 mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で配筋されている	は い	いいえ (不明)
4	※ 高さが1.2mを 超える塀の場合	3.4m 以内ごとに、径 9 mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/ 5 以上突出している	は い	いいえ (不明)
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	は い	いいえ (不明)
6	傾き・ひび割れ	全体的に傾いている、または1mm以上のひび割れがある	いいえ	は い
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	は い

お問い合わせ ● 建設課

令和8年度 佐那河内村 物価高騰対応商品券を全村民に配布します

村では、物価高騰の影響を受けたみなさまを支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」を活用し、家計への支援を図ることを目的として、村内店舗・事業者で利用できる令和8年度 佐那河内村物価高騰対応商品券を発行し、すべての村民へ配布します。

事業概略 佐那河内村民を対象に12,000円/組の商品券を配布（500円券×24枚セット）
発行数：約2,060組（全村民1人あたり1組）
使用期間：令和8年5月1日（金）～令和8年8月31日（月）

商品券配布予定時期

令和8年4月中旬から30日まで ※郵送の都合により商品券到着日にバラツキがあります。

交付対象者 令和8年4月1日時点で、佐那河内村の住民基本台帳に記録されている人

使用できる店舗・事業所など

商品券送付時に、登録された店舗・事業者などの一覧表を記載したパンフレットを同封しますので、ご確認ください。

使用方法 登録された店舗・事業所などで現金と同様に使用できます。
※釣銭は出ません。※使用期間を過ぎると商品券は使用できません。

※使用できない商品の例

- (ア) 不動産および金融商 (イ) たばこ (ウ) ギフト券、ビール券、プリペイドカードなどの金券
- (エ) 切手、官製はがきおよび印紙 (オ) 国税、地方税、使用料その他公租公課
- (カ) その他村長が特定取引の対象とすべきでないと認めたもの

お問い合わせ ● 産業環境課



ゴールデンウィーク期間中のごみ収集について

産廃物処理業者の休業に伴い、5月5日（火）～5月6日（水）は、
追上駐車場での可燃ごみ・古紙・衣類などの収集はお休みします。

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28 通常収集11:00～翌11:00	29 昭和の日	30	1	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日 収集休み	7	8	9
10	11	12 通常収集11:00～翌11:00	13	14	15	16

地域おこし協力隊

佐那のいちご塾生第3期生の小山田です。

春のやわらかな日差しに包まれ、新年度が始まりました。佐那のいちご塾生として佐那河内村に着任してから1年が経ち、今年度は研修の2年目を迎えます。

1年前は右も左もわからず、苗の扱い方や温度管理など、初めてのことばかりで毎日が学びの連続でした。1年を通して作業の流れを経験し、いちごの成長の過程や季節ごとの管理の大切さを少しずつ理解できるようになりました。いちごの栽培は天候や気温に左右されやすく、日々のわずかな変化にも注意を払う必要があります。思うようにいかないこともあります。その分、赤く実ったいちごを見たときの喜びは格別です。

2年目となる今年は、これまでの経験を生かしながら、より実践的な作業を身につける大切な時期です。来年度の就農を見据え、これまで学んできたことをひとつひとつ確認しながら、自分なりのやり方を考えていきたいと思っています。まだまだ学ぶことは多いですが、先輩方の教えを大切に、日々の作業に丁寧に取り組んでいきます。2年目の研修を通して、いちご栽培の技術と心構えをしっかりと身につけ、就農につなげていきたいです。



NHKの取材で、さくらももいちごをPRしました！

トイレや排水口に異物を流さないで！

汚水とともに家庭から流れてきた異物が原因で、ポンプの故障が頻発しています。ポンプの修繕を外注した場合、異物除去だけで数万円～10万円以上の費用がかかり、ポンプの交換が必要になった場合は、100万円以上の費用がかかるため、財政的に大きな負担となります。また、道路上での修繕作業中は通行を制限せざるを得ず、住民生活に大きな影響があります。

異物によるポンプの故障は同じ場所で繰り返し発生しており、職員は24時間体制で状況を把握して対応にあたっています。昨年12月に引き続き、今年2月に起きた故障の作業風景は次の通りです。



作業中の通行制限の状況



マンホールからポンプを引き上げる作業



分解したポンプ



異物を除去した後のポンプ内部



ルールを守った使用を！

トイレや排水口はゴミを捨てる場所ではありません。くれぐれもトイレットペーパー以外のものは流さないでください。快適な生活環境を保つため、一人ひとりがルールを守り、農業集落排水を正しく使用していただくよう、ご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ ● 建設課

令和8年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和8年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。
ぜひ、この機会に受診してください。



●がん検診・特定健診日程および場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和8年6月6日(土) 【申し込み期限：5月8日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和8年7月11日(土) 【申し込み期限：6月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和8年8月1日(土) 【申し込み期限：7月3日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和8年9月12日(土) 【申し込み期限：8月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和8年10月3日(土) 【申し込み期限：9月4日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和8年10月16日(金) 【申し込み期限：9月18日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 ※子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00
令和8年11月14日(土) 【申し込み期限：10月16日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和8年12月23日(水) 【申し込み期限：11月27日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 ※頸部・腹部エコー検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 子宮がん検診は 9:30～11:00

- ※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、各月予約枠15人（先着順）で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,740円・腹部エコー検査：負担金6,270円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。
- ※10月の佐那河内村役場で行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金10,010円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診内容	対 象 者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和8年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診 (結核検診)	40歳以上の村民 ※65歳以上の人は感染症法により年1回の結核検診が義務付けられています。	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス 検査	①令和8年度において満40歳となる村民 (昭和61年4月1日～昭和62年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和7年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、前年度に受診された人は、来年度に検診を受けていただくようお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、前年度に受診された人は、来年度に検診を受けていただくようお願いします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月23日(水)の村内で行う検診では、**歯科健診および口腔がん検診（無料）**も行います。この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できますので、ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。**国民健康保険被保険者は特定健診の追加検査として眼底検査・尿蛋白定量検査・推定食塩摂取量測定検査を実施します。(国民健康保険以外の人は、村の集団健診で特定健診を受診した場合に限り追加検査も実施しています。)**

なお、6月に特定健診を受診する場合、国保の人は受診券などが手元に届いていないので、国民健康保険証（マイナ保険証・資格確認書）と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和8年6月1日(月)から令和9年2月28日(日)まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課へお申し込みください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。前年度に受診された人は、来年度に検診を受けていただくようお願いします。ご了承ください。	4,100円

お問い合わせ ● 健康福祉課

佐那河内村 結婚・妊娠・共育での相談機会提供・ 支援プログラム補助金

本村で新生活を始められる新婚夫婦に対して、新生活のスタートアップにかかる住宅費（家賃、敷金、礼金、共益費など）や、引っ越し費用を補助します。

申請期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※申請時に支払いが完了している住宅費、引っ越し費用が対象となります。

補助額 30万円(上限)

※ただし、結婚時夫婦ともに29歳以下であるときは、60万円（上限）になります。

※予算の範囲内で先着順に受け付けします。

申し込み状況によっては、補助を受けることができない場合があります。

対 象

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に結婚した夫婦およびパートナーシップ宣誓書を提出し、受領証の交付を受けたパートナー（以下「夫婦等」という）

- 結婚時夫婦等ともに、39歳以下であること。
- 夫婦等の所得合算が500万円未満であること。
- 補助対象となる住宅が村内にあり、夫婦等双方または、一方が村内に住民登録していて、現に居住していること。
- 2年以上、本村に居住する意思を持っていること。
- 夫婦等いずれも、過去に新生活に係る補助金などの交付を受けたことがないこと。
- 夫婦等いずれも、村民税などに滞納がないこと。
- 夫婦等いずれも、ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・共育て講座の受講などを行っていること。

申請時にお持ちいただく書類など

- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写しまたはパートナーシップ宣誓書受領証またはパートナーシップ宣誓書受領証カード
- 住民票の写し
- 夫婦等それぞれの申請した日時点で最新の所得証明書
- 住宅の賃貸借契約書および領収書の写し
- 住宅費（賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費および仲介手数料）に係る領収書などの写し（住宅費の補助を受ける場合）
- 引っ越し費用に係る領収書などの写し（引っ越し費用の補助を受ける場合）
- ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に係る相談、共家事・共育て講座を受講したことがわかる書類（領収書など）



お問い合わせ ● 健康福祉課

令和8年度 介護保険料の算定について

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、税制改正の影響を受けないよう介護保険法施行令の改正が行われたことにより、令和8年度の介護保険料の算定に限り、改正前の控除額（給与所得控除55万円）に調整して計算を行います。その結果、令和8年度住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。



介護保険制度は3年を1期とするサイクルで保険料収入を見込み、介護保険事業を運営しています。この措置は、介護保険料の算定にあたり、住民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としていますので、今回の税制改正により介護保険収入が減少し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入不足によって事業運営に支障が出ることを避けるためです。介護保険制度運営のため、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、特例として令和7年度住民税非課税者について、令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう、給与所得を調整した場合については、住民税非課税者と判定されます。

お問い合わせ ●住民税務課

第24回 アビリンピック徳島大会2026 参加選手募集

【目的】 障害のある人々が、日頃職場などで培った技能をお互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

開催日時 令和8年6月27日(土) 受付 9:00～ 競技開始 9:30～

競技種目 ① ワード・プロセッサ ② 表計算 ③ パソコンデータ入力（知的障害者対象）
④ オフィスアシスタント ⑤ 喫茶サービス (A)(B)
⑥ ビルクリーニング (A)(B)

場 所 ・ポリテクセンター徳島（徳島市昭和町8-27-20）（上記競技①～⑤）
・徳島ビルメンテナンス会館（徳島市昭和町2-56）（上記競技⑥）

参加資格 ・徳島県内に居住し、身体障害、知的障害、精神障害者の手帳もしくは診断書を有する人
・競技時間に十分耐えうる健康状態にある、令和8年4月1日現在満15歳以上の人

申込期限 令和8年5月15日(金)消印有効

参加費 無料（交通費・昼食費は自己負担とする）

応募方法 参加申込書により郵送やメールまたは持参にてお申込みください。
★参加選手募集中。★詳細は二次元コードまたはHPをご覧ください。

【お問い合わせ先】

〒770-0823徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島支部 高齢・障害者業務課
電話：611-2388 FAX：611-2390 Mail：tokushima-kosyo@jeed.go.jp

アビリス



Abilis



徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

被保険者のみなさまに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

また、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が開始され、これまでの医療分とは別に、子ども分の保険料が新たに含まれるようになります。

被保険者のみなさまには、ご負担をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【保険料額の計算について】

所得割額 被保険者の所得に応じて負担 賦課のもととなる所得金額（※1）×所得割率		均等割額 被保険者が等しく負担		保険料（年額） 医療分+子ども分	
医療分	所得割率（10.91%）	+	医療分 6万976円	=	医療分 100円未満切り捨て 上限額85万円
子ども分	所得割率（0.25%）		子ども分 1,356円		子ども分 10円未満切り捨て 上限額2万1,000円

● 保険料（年額）は、医療分と子ども分それぞれで計算を行い合計した額になります。

※1 前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

■ 保険料の軽減（令和8年度）

均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円+「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下	医療分 7.2割
	子ども分 7割
43万円+「31万円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下	5割
43万円+「57万円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下	2割

- 軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で徳島県で被保険者の資格取得した人は資格取得日）時点の世帯状況により行います。
 - 軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、65歳以上（※2）の人については、年金所得から15万円を控除します。
 - 表中の〰️部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。
 - 「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する人のことです。
 - ① 給与収入額（専従者給与を含まず）が55万円を超える人
 - ② 65歳未満で、公的年金収入額が60万円を超える人
 - ③ 65歳以上で、公的年金収入額が125万円を超える人。
- ※2 令和8年度は、昭和36年1月1日以前に生まれた人が65歳以上となります。

被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった人は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間は均等割額が5割軽減されます。

ただし、該当軽減より高い軽減に該当する場合は、高い軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 （後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間）	軽減割合 5割
---	------------

保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村になります。

● 特別徴収（年金からの天引き）

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下の人が対象です。

なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

● 普通徴収（納付書または口座振替による納付）

特別徴収の対象とならない人については、納付書または口座振替による納付となります。

新たに被保険者となった人、お住まいの市町村が変わった人については、一定期間普通徴収となります。

お問い合わせ ● 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 電話 677-3666 〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1
またはお住まいの市町村窓口（後期高齢者医療制度担当）まで

【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

令和8年度 带状疱疹ワクチンの 定期予防接種の実施について



令和7年度より带状疱疹ワクチンが予防接種法の定期予防接種に位置づけられたことから带状疱疹ワクチンの定期予防接種を次の通り実施します。なお、対象者には4月下旬に個別通知で案内文書や予診票などを送付する予定です。で、詳細については個別通知をご確認ください。

接種対象者	①令和8年度内に65歳を迎える人 ②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人 ③令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、令和8年度内に70、75、80、85、90、95、100歳になる人 ※対象の年齢であっても、過去に带状疱疹ワクチンの接種を完了している人は定期予防接種の対象者から除外されます。
接種期間	令和8年度内
ワクチンの種類と自己負担額	带状疱疹ワクチンは2種類あり、それぞれで接種回数と自己負担額が決まっています。 ●生ワクチン(阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」) 接種回数：1回 自己負担額：4,000円 ●組換えワクチン(GSK社：シングリックス) 接種回数：2回 自己負担額：10,000円(1回あたり)
接種までの流れ	個別通知に同封している医療機関リストから、接種する医療機関へ直接予約をして接種をしてください。 ※接種対象者②に該当する人は、健康福祉課高齢者予防接種係までご連絡ください。ご連絡いただいた後に必要書類を郵送します。
持参物	接種券・予診票・本人確認書類(マイナンバーカードなど)・接種費用 ※接種券・予診票については対象者へ郵送します。
同時接種について	带状疱疹ワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に他のワクチンとの同時接種が可能です。また、生ワクチンについては他の生ワクチンと27日以上の間隔をおいて接種してください。
その他	【带状疱疹予防接種費用補助事業について】 市の带状疱疹予防接種費用補助事業として「50歳以上で定期予防接種の対象者ではない人」を対象に接種費用の一部助成を行っています。詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ ● 健康福祉課

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を次の人を対象に、公費(一部自己負担あり)で実施します。

●対象者

本村に住民登録があり、肺炎球菌ワクチンの接種が初めての人で次の①または②に該当する人。

① 65歳以上の人

※定期接種は65歳の1年間です。接種の機会を逸することがないようにご注意ください。

② 接種日に、60～65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ人(障がい等級1級またはそれに準じる人)

●実施期間 65歳の1年間

●接種回数 1回

●申込方法

①の対象者は65歳を迎える日の翌月に必要書類を郵送します。書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。

②の対象者は健康福祉課へお問い合わせください。必要書類をお渡しします。

●自己負担 1人1回4,000円(接種した医療機関窓口でお支払いください)

お問い合わせ ● 健康福祉課

佐那河内 史料散策 その31

大正12年(1923)3月に府能嶺^{すいどう}隧道の開通式が西府能の高木和平邸で実施されたことは、史料散策その14(2024年11月広報)でもふれましたが、今回は名西郡鬼籠野村にも関係史料が残されていることを紹介します。

府能嶺^{すいどう}隧道の工事は大正6年から始まりましたが、鬼籠野村でも隧道までの府能線^{かいさく}の道路開鑿工事を進めて行きました。そして、大正12年3月に開通式を迎えることになりましたが、どのような内容にするかを佐那河内村と鬼籠野村の両村で協議を重ねていたことが、鬼籠野村の「鬼籠野徳島港線開通式関係書類」と題された簿冊から伺うことができます。

式典の運営や招待客、記念品などについて記された簿冊には、鬼籠野村独自でも協議を重ねていたことが記録されています。

なお、旧鬼籠野村関係の公文書は神山町郷土資料館(旧鬼籠野小学校)に保管されています。



令和8年経済センサス活動調査にご協力をお願いします

総務省と経済産業省は、令和8年6月1日現在で、「令和8年経済センサス活動調査」を実施します。全国のすべての事業所および企業が対象になります。

支所などを有さない比較的小規模な事業所へは次の方法で調査書類・調査票をお届けします。

① 4月からインターネット回答用の書類を郵送

② インターネット未回答などの事業所へは5月に調査員が紙の調査票を配布

※支社・支所をもつ企業や規模の大きい事業所などには、「直轄調査」という別の方法で調査を実施します。

みなさまの調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。

お問い合わせ ● 企画政策課

「違い」を認め合い、力に変える ～誰もが尊重される地域へ～

私たちの身の回りには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、価値観や生活環境など、さまざまな「違い」があります。こうした「違い」は、ときに不安や戸惑いにつながることもありますが、本来は社会を豊かにし、新しい可能性を生み出す大切な力になります。

一方で、「普通はこうだ」という思い込みや無意識の偏見によって、知らないうちに誰かの人権を傷つけてしまうこともあります。大切なのは、「違い」をなくすことではなく、「同じでなくてもよい」と認め合い、互いの人権を尊重することです。

一人ひとりが自分らしくいられ、互いを尊重し支え合える地域は、誰にとっても安心して暮らせる場所になります。「違い」を弱点ではなく強みとして生かし合うことで、新たな気づきや助け合いが生まれ、地域全体の力も高まっていきます。

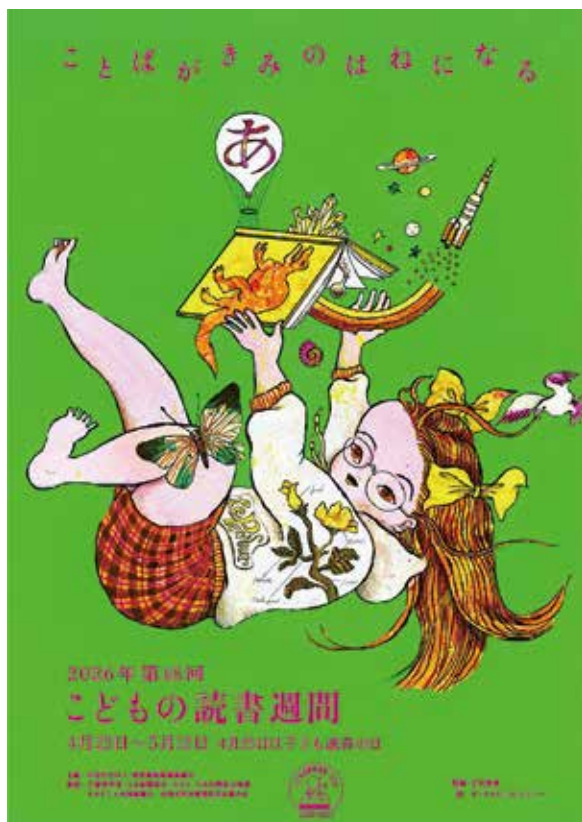
日々のあいさつや声かけ、相手を思いやる行動など、一人ひとりの小さな心がけが「違い」を力に変え、誰もが尊重される地域づくりへとつながっていきます。



こどもの読書週間 おたのしみ企画開催

開催期間 4月23日(木)～5月29日(金)

図書館だより
4月号



村立図書館では期間中に、本を借りた子どもさんを対象に、おたのしみ企画を開催します。ぜひ好きな本を見つけにきてください♪



【企画内容】

★本のことばで、翼をひろげよう！

～みんなの“お気に入り”を集めて、図書館に「大きな翼」を完成させませんか？～

本を返却するときに「羽のカード」を差し上げます。本の中で見つけた、心に残った言葉や絵をかいてください。そのカードは、図書コーナーに掲示し、みんなの力で大きな翼を作り上げます！

★レインボーしおりを作ろう！

本を借りると、期間中に、スクラッチアートのしおり作りが体験できます♪



自転車交通安全運動月間 4月1日(水)～5月31日(日)

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車乗車中の死亡事故で、**約5割が頭部に致命傷**を負っています。

みなさん自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう！



春山登山における遭難に気をつけよう



県内では毎年山岳遭難が発生しています。

- ・無理のない**登山計画**を立てましょう。
- ・**登山届**を出しましょう。
- ・**十分な装備**と**山の情報**の確認をしましょう。
- ・**近くの山**に行く時も、家族や友人に連絡しておきましょう。

渡辺 孝



昨年度と同様に転勤も無く引き続き佐那河内村で勤務してまいりますので、よろしくお願いいたします。ご用件のある人はお気軽に駐在所にお立ち寄りください。(電話 088-624-0110)

スポーツ クラブ だより

さなごうち

●スポーツクラブに参加しませんか？

さなごうちスポーツクラブでは、卓球、バドミントン、バレーボール、グラウンドゴルフ、小学生サッカースクールなど、子どもから大人まで楽しめる活動を行っています。

運動不足の解消や健康づくり、仲間づくりに、気軽に参加してみませんか？初心者の方も大歓迎です。

また、活動中のけがや万一の事故に備え、スポーツ安全保険への加入をおすすめしています。安心して活動を楽しむため、クラブ加入とあわせてご加入ください。

詳しくは、さなごうちスポーツクラブまでお問い合わせください。



5月 教室カレンダー

状況により中止になる可能性があります。

小中学校体育館



卓球

19:30～21:00



バドミントン

20:00～22:00※

中央運動公園グラウンド



サッカースクール

17:15～18:15

※印の種目は活動費が必要です。

- 参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- 日程は変更する場合があります。
- 状況により会場を変更する場合や中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
					1 🏸	2
3	4	5	6	7	8 🏸	9 ⚽
10	11	12	13 🏓	14	15 🏸	16
17	18	19	20 🏓	21	22 🏸	23
23/31	25	26	27	28	29	30

お問い合わせ ● さなごうちスポーツクラブ事務局 電話：679-2855



3/6(金) 学童保育クラブ 6年生を送る会

今年は11人が卒業しました。はじめに村長から卒業生へはなむけの言葉が贈られ、在校生から記念品の贈呈が行われました。続いて6年生が一人ずつあいさつし、学童で一番楽しかった思い出などを話してくれました。

その後、在校生全員と支援員がこれまでの学童保育クラブでの思い出とともに

感謝の言葉を呼びかけ形式で伝え、会場は温かい雰囲気になりました。最後に村長とのじゃんけん大会や宝さがしを行い、みんなで思い出に残るひとときを過ごしました。



令和8年度 ふれあい昼食会日程

月/日	4/15	5/20	6月	7/15	8/19	10/14	11/11	1/20	2/17	3/18
曜日	水	水	調整中	水	水	水	水	水	水	木

- ・6月お出かけ(日程未定)
- ・予定は変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

訪問理・美容サービス事業

理容院または美容院に出向くことが困難な在宅の人が自宅で手軽に散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費を負担します。

対象者

- 介護保険の「要介護3～5」の認定を受けている人
- 身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている人
- 療育手帳A判定の交付を受けている人
- 難病の患者に対する医療などの法律で難病の認定を受けた人
- 地域ケア会議で必要と認められた人

対象外

- 同居している人が送迎できる人
- 村民税など前年度までに滞納がある人

利用料など

- 利用料などに係わる費用は自己負担
- 訪問に要する費用を村社会福祉協議会が負担(1回2,000円以内、年会6回まで)

申請方法

対象となる人は、申請書に利用料と訪問に要した費用の領収書を添付のうえ、担当民生委員の証明をもらって提出してください。



善意銀行だより

● 岩橋 正明 様 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域社会福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。



移住交流支援センターだより



令和7年度も、地域のみなさまに助けをいただきながら、移住者さんのサポートができました。ありがとうございました。

全国各地域にたくさんの良い場所がある中で、佐那河内村を選んで、移り住んでくれた人が…

なんと！**10組**です！

大人15人子ども10人の合計25人も、佐那河内村に増えました。空き家の提供をしてくださったみなさまや財団にご協力してくださったみなさま、ありがとうございました。



■ 令和8年度 空き家と相続の無料個別相談会



令和8年度も空き家と相続に関する無料個別相談会を開催します！

空き家をそのままにしておくのは、知らず知らずのうちに損をしているかもしれません！

空き家の管理・解体、相続、利活用などについて、連携している専門家が無料でご相談に応じます。

みなさまの自宅や実家の将来を考えるきっかけとしてもお気軽にご参加ください。

空き家？

相続？

いつになるかわからないし、その時になったら考えれば…と思うけれど、いざその時になって困るのが**相続**です。

タイミングを逃すとさらに大変なことに！

いざというときの為に専門家に相談しましょう！

司法書士や不動産鑑定士、建築士が無料でお答えします！

■ 定員は先着4組となりますのでお早めにご予約をお願いします。

第1回 令和8年6月13日(土) 第3回 令和8年10月17日(土)

第2回 令和8年8月29日(土) 第4回 令和8年12月12日(土)

相談時間 ①9:00～10:30 ②11:00～11:30
③10:30～11:00 ④11:30～12:00
※相談時間は1組30分程度です。

対象者 佐那河内村在住の人
佐那河内村に空き家をお持ちの人

会場 地域交流拠点「新郷」
佐那河内村上字宮前84番地1

申込方法 質問申込書のお申し込み先に電話、
またはFAXにてお申し込みください。
※定員は4組で先着順となります。

※当日でも受付しておりますのでお気軽に
お申し込みください。

お問い合わせ 一般財団法人さなごうち 佐那河内村上字宮前84番地1 TEL 088-636-4030

■ 地域のお母さんが手作りする「村ランチ弁当」



地域交流拠点「新家」では、カトリア夢工房としゃくなげ市のお母さんグループが、火曜日から金曜日の4日間、交替でお弁当を作っています。旬のもの、採れたて野菜など、季節を感じられるお弁当がみなさまに喜ばれています。人気の佐那河内揚げ弁当やバラエティに富んだ中華弁当など種類も豊富です。毎月のメニュー表は新家内、財団ホームページやInstagramでもご覧いただけます。ぜひ一度味わってみてください。



■ 佐那河内ジェラート OPEN しました

佐那河内ジェラートは、4月5日にオープンしました。毎週日曜日に営業されます。

季節に応じてメニューも変わります。

詳しくはクリスティーヌのホームページをご確認ください。



■ 新家の週替わりスイーツ



地域交流拠点「新家」にて、毎週日曜日にガトーアンジェさんのスイーツを販売しています。

ふわふわシフォンケーキやプリン、パンナコッタ、コーヒーゼリーなどの美味しいスイーツが並びます。

みなさま、ぜひお立ち寄りください。

佐那河内村地域包括支援センターだより

4
月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日 時	教室名	会 場
4月20日(月) 13:30～15:30	いきいき体操教室	役場 大会議室
4月28日(火) 10:00～13:00	健康料理教室	農振センター
5月1日(金) 13:30～15:00	音楽介護予防教室	多目的地域交流施設 YOTTE-KAN
5月8日(金) 10:00～11:00	脳若トレーニング教室	役場 中会議室

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383

第121回

読み合い朗読会「伝えたい村の話」佐那河内村史から

- 前回、佐那河内城址の情報募集をしたところ、情報をいただきました。建立されたのは楠市雄さん。40年前だったと思うと、息子さんから伺いました。城址にも案内していただいて行ってみました。ずいぶん大きかったです。その城主、野田内蔵助の自害の場所かもしれません。近くに古い墓石があったのですが、年号が江戸時代のようにでした。
- お知らせした通り、3月19日は石峯山(石槌山)に登頂しました。頂上まで1時間。砦や、のろし台がありました。しかし祠は見当たりませんでした。しかし、もっと先に鳥居が、一角には石積もあったのだそうで、4月22日(水)に再チャレンジする予定です。
- 城址から楠さんご実家に歩いていくと、途中に、小さな神社と寺社があって、お供えなどきれいにされていて交代でお祀りされているようでした。ここの事も調べて

載せたいと思います。上中辺の妙見神社にも山の神様の祠が近くにありました。

- 5月9日(土)に高樋のゆうが神社で例祭。尾境の白鳥神社も5月に例祭があるそうです。昔から続く祭礼にも村の歴史を感じています。さて、お知らせです。第6回歌声喫茶は、4月19日(日)議場にて開催されます。上手下手でなく、みんなと歌って楽しさを味わってみてください。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。

次回の開催

第122回5月11日(月)19:30～20:30

場所 役場 多目的スペース

お問い合わせ:鈴木(090-2156-7935)

さながわの俳句

GOING SANAGACHI

石南ひまわり句会

一月十七日 佐那河内村農振センター

名残空父の墓まで石を蹴る

山田サキシロー

新年やオナラにリズム付ける見も

西尾 武義

筆塚の巨大なる碑や淑気満つ

安喜 律子

枯葦に白鷺一羽身を寄せる

坂田 小夜

体重計数字の増して鉄初め

丸野 幸枝

車窓開け招き入れたる初雪や

ひらかわひろこ

一二三リズム合わせて餅つきす

高橋 仁美



月	日	行事名	場 所	時 間	持参物
4月	16日(木)	粗大ごみ(木製品・プラスチック類・家電・金属類・ガラス・陶器など)の収集	追上駐車場	8:30~11:00	
	20日(月)	いきいき体操教室 対象者: 医師から運動制限を受けていない人	役場大会議室	13:30~15:30	運動しやすい服装・飲み物など
	21日(火)	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌11:00	
	28日(火)	健康料理教室 対象者: 健康づくりに関心のある人	農振センター 1階 大会議室	10:00~13:00	材料費200円、お米1合、エプロン、三角巾、マスク
		可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌11:00	
5月	1日(金)	音楽介護予防教室 対象者: 65歳以上の人	多目的地域交流施設 YOTTE-KAN 1階	13:30~15:00	飲み物など
	5月5日(火)は可燃ゴミ・古紙などの収集は業者が休みのため実施しません				
	8日(金)	脳若トレーニング教室 対象者: 65歳以上の人	役場 中会議室	10:00~11:00	
	11日(月)	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談・特別(法律)相談	役場 相談室 3	9:00~12:00	
	12日(火)	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌11:00	

人のうごき (敬称略)

個人情報に関する内容のため削除しています

住民基本台帳登録数

令和8年3月末現在

[人 口] 2,062人 (-3)

[男] 1,007人 (-2)

[女] 1,055人 (-1)

[世帯数] 938 (0)

※() 前月比

有害鳥獣防除
害虫駆除

リフォーム・外壁塗装

徳島住研サービス

徳島市庄町5丁目81-229

有害鳥獣防除対策

- 調査、追い出し、侵入路封鎖
- フン尿清掃、殺虫、殺菌、消臭
- 被害箇所復旧、リフォーム

スズメバチ駆除

- 蜂の駆除、巣の撤去
- 緊急駆けつけサービス

シロアリ・ゴキブリ・ネズミ・ハト・ハクビシン・コウモリのご相談も承ります

調査・見積無料 お気軽にお問合せ下さい!!

☎088-635-5708/090-8698-6070(直通)



▲村ホームページ



@SANAGOCHISON_OFFICIAL
Instagram

企業・個人事業者のみなさま

広報佐那河内・HPの

広告主募集中

健康づくりの会（食生活改善推進委員）のおすすめレシピ

No.181 ししゃものフライ



材料（4人分）

ししゃも…………… 12尾
小麦粉…………… 大さじ3
水…………… 大さじ3
パン粉…………… 1/3カップ
青のり…………… 小さじ2
揚げ油…………… 適宜
サニーレタス…………… 2枚
ミニトマト…………… 4個
レモン…………… 1/3個

作り方

- ①ししゃもはお腹をつまようじで何か所かさし、キッチンペーパーで水分をとっておく。
- ②ボウルに小麦粉と水を入れて混ぜる。
- ③ししゃもを②にくぐらせ、青のりを混ぜたパン粉をまぶし、180℃に温めた油で揚げる。
- ④器に、サニーレタスとミニトマト、ししゃもを盛り、くし形に切ったレモンを添える。

ポイント

- ・ししゃもを揚げる際に油が跳ねやすいため、手順①で十分水分をとってください。
- ・ししゃも自体に塩分が多いため、調味料を使わなくてもおいしく召し上がれます。

栄養成分	エネルギー	182kcal	タンパク質	7.2g
	脂質	11.3g	炭水化物	12.2g
	食塩相当量	0.8g		

各課直通
電話番号

総務課 679-2113
企画政策課 679-2973
教育委員会 679-2817

産業環境課 679-2115
住民税務課 679-2114
消防センター 679-2136

議会事務局 679-2152
保育所 679-2217
救急要請 679-3999

健康福祉課 679-2971
建設課 679-2970